

内閣 第二四号

昭和三年九月二十六日

# 第三回食糧部會速記録

## 人口食糧問題調査會

|        |       |
|--------|-------|
| 国立公文書館 |       |
| 分類     | ⑤     |
|        |       |
| 排架番号   | 2 A   |
|        | 36    |
|        | ⑤ 558 |

人口食糧問題調査會食糧部會議事速記録

昭和三年九月二十六日

食糧部會議事速記録

人口食糧問題調査會食糧部會議事速記録(第三回)

(昭和三年九月二十六日)



人口食糧問題調查會食糧部會議事速記錄（第三回）

昭和三年九月二十六日午後一時二十五分開會

出席者左ノ如シ

○議長（山本部長）ソレデハ只今ヨリ第三回食糧部會

ヲ開キマス、議事ニ付テ申上げマスルカ豫テ特別委

員ニ付託サシテアリマシム件ニ對シテ、水産部ニ畜産

ノ方面カヲソレク答申が出テ居リマス、先ヅ其答

申ヲ朗讀致サセマシテソレカヲ特別委員長ノ報告

ヲ求メマシテ、之ニ對シテ質問、討論、採決トウヤラ

ナ順序ニ依リタイト考ヘルノデアリマス、水産第二

回答中、海洋漁業基本調査ニ関スル件、之ヲ朗讀致  
サセマス

（川西幹事朗讀）



答 申

食糧問題ノ解決策トシテ海洋漁業基本調査ヲ行ハシムル爲調査機關ノ設置ヲ緊要ト認ム。仍テ左ノ通り答申ス。

一 海洋漁業基本調査機關ヲ設置スルコト。

説 明

地球全面積ノ三分ノ二ヲ占ムル海洋ノ包藏スル資源ノ無限ナルハ言フ俟タズ。況ンヤ狹小ノ國土ヲ擁シテ逐年人口ノ激増ヲ見ツツアル我國ニ在リテハ、海洋ヲ利用シ之ガ開拓ニ依テ水産ノ發展ニ資シ立國ノ基礎ヲ固ウスルノ要極メテ痛切ナルモノアルニ於テヲヤ。今我國ヲ中心トシテ之ヲ考フルモ、南北太平洋ヨリ印度洋ニ亘ル海洋ハ古來無盡ノ資源ヲ藏シ今ニ至リテ尙ホ開發セラルル所甚ダ鮮シ。而モ之ガ開發ニ任ズベキ者我國ヲ措テ他ニ求ムベカラズ。是實ニ我國ニ委セラレタル世界ノ富源タルト共ニ、之ガ開發ハ我國ノ有スル天與ノ使命ナリト謂フベシ。然ル

ニ現在行ハレツツアル海洋ノ調査ハ規模甚ダ小ニシテ、海洋漁業ノ合理的開發ノ目的ヲ達シ難キハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。是ヲ以テ海洋漁業ノ基本調査ヲ徹底施行スルガ爲、完全ナル調査機關ヲ設置スルハ洵ニ刻下ノ急務ナリトス。

固ヨリ本調査ハ其ノ範圍廣汎ニ亘リ其ノ内容ハ複雑多岐ナルヲ以テ、之ガ調査機關ノ設置ハ極メテ慎重ナル計畫ヲ前提トスベク、添附參考書類ノ如キハ其ノ計畫案ノ一例ヲ示スモノナルベキモ、尙ホ遺算ナキラ期スル爲、先ヅ以テ調査機關設置ニ關スル委員會ヲ設ケ、朝野ノ學識經驗者ニ委囑シテ之ガ計畫ヲ慎重審議セシムルヲ要ス。

## 參考

### 海洋漁業基本調査

海洋漁業基本調査ハ海洋ノ性狀、水族ノ分布習性ヲ詳ニシ、以テ漁業ノ學術竝ニ應用上ノ基礎ヲ確立シ、海洋資源ノ合理的開發ヲ計ルニ在リ。而シテ其ノ調査事項ノ大要左ノ如シ。

#### 一 海洋ノ科學的調査

- イ 海洋ノ理化學的性狀調査
- ロ 重要水族ノ調査
- ハ 浮游生物ノ調査
- ニ 底棲生物ノ調査
- ホ 其ノ他ノ生物學的調査

#### 二 漁業ニ關スル調査

- イ 漁場ノ變遷移動、漁期ノ早晚移動
- ロ 漁獲物ノ季節的及年の變化竝ニ地方的變化
- ハ 漁況ト海況トノ關係竝ニ漁獲物ノ豐凶豫察

- ニ 潮流波浪ト沿岸漁場トノ關係
- ホ 漁船ニ關スル研究
- ヘ 漁業根據地ニ關スル研究
- ト 漁具漁法ニ關スル研究
- 三 漁獲物處理ニ關スル調査
  - イ 漁獲物處理ニ關スル物理學的基本研究調査
  - ロ 漁獲物處理ニ關スル化學的基本研究調査
  - ハ 漁獲物處理ニ關スル細菌學的基本研究調査
  - ニ 漁獲物ノ冷凍冷藏ニ關スル基本的研究調査
  - ホ 漁獲物ノ乾燥ニ關スル基本的研究調査
- 四 利用の調査
  - イ 新漁場探檢
  - ロ 漁場圖ノ作製(水深千「メートル」以内ノ海底圖)
  - ハ 重要魚類分布圖

ニ 養殖適水面

本調査ヲ遂行スルガ爲本部ヲ東京ニ、支部ヲ長崎、島根、青森、岩手、高知、廣島ノ六箇所ニ置キ、而シテ一、二ハ永久的ニ施設スベキモノナルモ先ヅ三十箇年ノ繼續事業トシテ本調査ヲ完成セムトス。

海洋漁業基本調査ニ關スル經費

金二二二、五九四、〇六〇圓

内 譯

金一八八、七〇六、二六〇圓 經常費

金 三三、八八七、八〇〇圓 臨時費

再内譯

一 海洋ノ科學的調査

金八五、八七七、三四〇圓 經常費

金 八、五八四、七〇〇圓 臨時費

二 漁業關係事項調査

金三三、四五三、〇四〇圓 經常費



金 六、一五五、七〇〇圓

臨時費

三 漁獲物處理ニ關スル調査

金 四一、四二六、〇〇〇圓

經常費

金 七、九三〇、〇〇〇圓

臨時費

四 海洋ノ利用的調査

金 二七、九四九、八八〇圓

經常費

金 一一、二二七、四〇〇圓

臨時費

海洋漁業基本調査機關設置ニ關スル委員會要項

海洋漁業基本調査委員會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ、同大臣ノ諮問ニ應ジテ海洋漁業基本調査機關設置ニ關スル事項ヲ審議シ、且建議スルヲ得ルモノトス。會長ハ農林大臣之ニ當リ、委員ノ數ハ三十人以內トシ、必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置キ、關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルモノトス。



○議長（小本部長）先づ此答申案ヲ議題ト致シマス

○四十四番（前田委員）

私ハ此第二特別委員會ノ委員長

トシテ委員會ニ接觸シテ居リマシタ者デスカ、此

答案ノ説明ヲ今朗<sup>讀</sup>ナリマシタカ、此以外ニ敷衍シテ

サウ申スベキ程ノコトモナイト考ヘマスルデ、申述<sup>セ</sup>マ

シテモ唯ニ蛇足ヲ添ヘルニ過ヤヌヲト、ハ考ヘマスルカ

（應申上ゲマス）第二特別委員會ハ先般ノ總會

後毎月各週必ず一回ハ開キマシテ七月ノ上旬マテ連續  
致シテ委員會ヲ開催シテ居リマシタ、其間ニ於キ  
マシテ一委員ヨリノ発議カゴサイマシテ此海洋  
漁業基本調査ヲ行ハシムル為ニ調査機關ノ設置  
ヲ緊要ト認メルト云フ及此議カアリマシテ、其御  
意見ヲ伺ヒマスト誠ニ御尤テアリマスルヲ、特  
別委員會全委員ハソシニ賛成ヲ致シマシテ、全

會一致ヲ以テマシテ此答申案ヲ提出スル運ビニナワシ  
ノテアリマスル申上ケルマデモナク水産立國ノ緊  
要ナルコトハ皆様ノ御熟知ノコトアリマスルカ然  
ルニ海洋方面ニ於テノ調査ハ陸方面ニ於ケルカ如  
クニ誠ニ操ツテ居リマセヌ僅ニ海洋ノ潮流等ノ  
規模ノ小サヲ調査ハ農林省ニ於カシマシテモナサ  
シテ御出デアリマシタルトモ未ダ以テ海洋ノ何



物々々々力ヲ知ルマデハ深ク調査カ進マテ居リマセ又  
即チ海ヲ知ラナクニテ水産ヲ云々スルコトノ難キコ  
トハ、政治ヲ為スニ當リテ國勢調査ヲ為サナクテス  
ルト同心ヲトテ、海自體ヲ明ニ致シマセヌテ又分ラナ  
クシテ水産ノ事ヲ云々スルト云々フトハ甚カ寧ろ滑  
稽ニ屬スル次第デアルノテアリマシテ、我國ノ情勢  
ト致シマシテ此四面環<sup>海</sup>日本カ此水産方面ニ依リマシ

六、逐年激增シテ、アル所ノ人口ノ食糧ヲ供給スルト  
爲メトハ誠ニ策ノ得タルモノニアリマス、委員中ニ  
ハ營養良學ニ付キマシテ誠ニ大家カアラセラルスル  
カ、其御方ノ話ヲ承リマシテモ奥ノ肉ハ乾魚ヲ生魚  
ヲモ其營養率ハ非常ニ高クシテ、寧ろ鳥獸ノ肉由  
リモ營養上ハ人體ニ大變痛法ヲモツテアルト云フヤラ  
ナ話モ承ワテ居リマスルノデ、誠ニ我國ノ如キ四方環ラ

水ニ海ヲ以テシテ、手近ニ左様ナ宮養率ノ高イ  
モノカアルニ拘ラズ、其居ル所ノ海其モノニ付テノ研  
究ガ誠ニ淺薄カアルト云フコトハ遺憾ナ事デア  
リマシテ、先以テ此海ナルモノヲ充分ニ研究ヲ遂  
ガテ、而シテ之ニ通切ナル漁業計畫ナリ其他ノ水産方面  
ノ施設ヲ企畫スルト云フコトガ、最モ順序ヲ經テモノ  
アルト云フ實ハ結論ナリマシテ、此調査機關設置ノ答



申、案ヲ提出スルニ至リテ次第デアルノデアリマス、而  
モ此處ニ添附致シテ居リマスル案ハ其ニ所謂矢多考  
ニ過ギナイノデアリマシテ、之ヲ以テ直ニ調査ニ着手  
スルト云フコトハ悔ヲ他日ニ遺ス憾ミカアルノデアリ  
シ、最モ警識経験ノアル方ニ於テ慎重ナル御審  
議ヲ願フコト、先づ海洋方面ニ於テノ基本調査  
ト云ハ如何ナル事柄ヲ調査研究スベキカト云

う、先以テ題目カヲ決メテ御世ニシラスルト云フニト  
カ海洋方面ノ調査ノ出發點ニ於テハ最モ大切ナル  
コトゾハアンマノカト云フ所カヲ、此答申案ヲ  
提出ノ運ビニ準フ次第デアルノデアリマス、尚  
ホ御尋ネカゴザリマシタラハ、私ナリ或ハ又他ノ  
委員ノ中ヨリ充分ニ御答申上ケルマシニ致シタイ  
ヲ思ヒマス此方面ニハ山崎、青森縣、調査員

四番（佐藤委員）委員長ニ質問致シタリコサイマ  
ス、御添附ニナリマシタ多考書類ノ中ニ基本調査機関  
ヲ東京外六箇所ニ御設置ニナルヤリナ案ニナツテ  
告ルヤリテコサイマズルカ、之ヲ御審議ニナリマズ  
際ニ北海道ニ關係致シマシタコトハ別ニ特別委員ノ  
所ヲ御協議ニナワテ居リマセ又テコサイマシタ  
ルカ、東北方面ニ出テ青森縣ニ調査機



関ノ支所ヲ御置キニナルト云フコトニナワテ居リマ  
スカ、北海道樺太ノ方面ニ於キマシテハ調査機關  
ヲ御設置ニナハナワテ居ラヌヤラズコ  
カイマスカ、申ス迄モナク北海道ハ最モ海游魚  
族ノ多ク、世界ニ於テモ知ラシテ居ル豊富ナ魚  
場トセラシテ居ルヤラニナワテ居リマスカ、  
岩手、青森方面カラ北海道方面ノ海洋漁業ノ

内

閣

調査ヲナサツテソレテ充分デアルト云ヤラテ御  
考テコサイマシタラウカ、其邊ノコトヲチヨフト  
御尋ネシタイノデアリマス

〇四十四番(前田委員)

誠ニ御尤ノ御尋ネテコサイマ

スルカ、委員會ニ於キマシテ毛北海道ノ方面ヲ開

却致シタト云次第ヲハ毛頭ナイノデアリマシテ、

凡ソ茲ニ掲ゲテコサイマスル箇所ニ根據地ヲ置

キマシテ、サウシテ手ヲ伸ハシテ其附近ノ海洋ニ  
付キマシテモ調査ヲシヤウトモ意味ニ過ギナ  
イノテアリマス、元々是等ハ此案ト申しマス  
ルモノハ所謂参考トシテ提出シテ居ル次第ヲアリ  
マスルカ、特ニ御意見ニ依リマシテ愈々此海洋  
調査機關が出来上リマシタ後ニ於キマシテ、本部ノ  
所在地ヲ何處ニ定メルカトモヤウナコトニ付キ



マシテハ、又更ニ御研究ノ上ニ如何様ニ御定メニナリ  
マシテモ特別委員會ニ於テハ何等異議ハナイノテ  
アリマシテ、唯後ニ掲ケテアル豫算モ實ハ此處ニ  
掲ケテアリマス六箇所ノ本部ノ設置ニ基イタモノ  
含ニテ居ルヤウナ次第デアリマス、是ハホニ參考ニ  
過ギナイ次第デアリマス、何レニ致シマシテモ此大體案  
ヲ御認メ下サイマシテ調査機關カ設置ニナリマシタ

ヲバ、其設置セラルタル委員會ニ於キマシテ適當ニ  
取捨安排セラルテアヲウト思ヒマス、是ハ決シテ鐵

案ヲハナイノデアリマス、以上大體御答申上リマス

○四番佐藤委員 参考書ニ依リマスト豫算ハ二億二

千萬圓以上ニナワテ居リマシテ、七箇所ニ根據地ヲ

御設ケニナルヤリニナワテ居リマスカ、サリシマスト

一箇所ヲ百萬圓宛三十箇年ニ配當ニナルヤリナ

譯アリマス、今若し北海道ニ東西両海岸ノ  
中一箇所支所ヲ設クルトモトニナリマシマスハ  
豫算ハ矢張此通りハ宜シイノデコサイマス、或ハ豫  
算ヲ御増加ニナサケレバナク又コトニナリマセリカ  
願フナクハ私ハ北海道トモノヲ現ニテ御貫ヲ致  
シタイ希望モ持ツテ居リマス者デコサイマス、  
豫算ノ方面ニ付テノ御考慮ハトモノヲ御考テアリ



マスカ

〇四番 前田委員

只今之期ノ御質問ニ對シマシテ御

答申上ケル時ニ申上ケタ如クニ 是ハホニノ參考ニ資

スル為メノ案デアリマシテ、動カスベカラサル案デハナイ

ノデアリマスルカラ、其豫算トモ其通りナケレバ

ナラヌトモ、次第デハナイ、此豫算ノ數字ノ出テ居リ

マス由テ来ル所ハ、此期ニ掲ケテコサイマスル一二三

四、此四項ノ事柄ヲ處理シ研究スルニハ是ハ金ヲ  
要スルヲアラウト云フノヲ、略見積ツテ此處ニ揚ゲ  
夕次第ヲアリマスルカ、單リ本部ノ數カ殖エルト云  
フコトノ外ニ調査條項カ新シク調査委員會ニ於  
キマシテ御増加ニナルト云フヤラチマトチゴサイマシ  
タナラハ、矢張此豫算ノ數字ニ動搖ヲ来シテ来  
ル次第ヲアリマス、此豫算ハ此參考案ニ伴フ豫

算案ヲアリマスルノデ、是ハ如何様ニモ将来新シ  
ク出来マシク調査委員會ニ於キマシテ適當ニ御  
見積リニナルコトハ差支ナイ次第デアリマスルカ、  
御心配ノ點ハナイ知ラウト思フノデアリマス

○議長(山本部長)

私モ御尋ネシマスカ、朝鮮トカ臺灣

トカ等ヤリナ方面マデ調査ヲ進ハストウコトニナワ  
テ居ルノデアリマスカ、アレハ全然除外シテアリマス

内

閣



アスカ

○四十四番(前田委員)

無論ソレハ含ニテ居ル次第デアリ

マス

○議長(山本部長)

外ニ御質疑疑ハツガイマセヌカ——御

質疑カナケンケレバ是カヲ此案ニ對スル御意見ヲ伺

フコトニ致シタイト思ヒマス

○四十三番(三輪委員)

本案ノ趣旨ハ賛成デツガイマスル

内

閣

ケレドモ、只今佐藤サレノ御質問ニナリマシタ此本部  
ヲ東京ハ勿論宜カラウト思ヒマスケレドモ、支部ノ  
地名がケハ如何ナモノヲコサイマセウカ、今議長ノ  
御質問ニ對シテ御答ニナツタヤウニ朝鮮、臺灣ト云  
加ル方面マデモ含ニテ居ルト云ナラハ窮屈ナモ  
ノヲハナイト思ヒマスガ、既に此答申カ骨子トナツテ  
斯ウ云モノガ設ケラレルト云見ルト、何トナラ

是以外ニ適當ナ場所カアリマシテモ先ヅ是カ上臺ト  
ナルトモヤラナ感ニカ起キルノデアリマス、サナナワ  
テ見ルト自然ト置ク箇所ヲ殖ヤサナケレバナラヌト云  
フヤラナ結果ニナラント思ヒマス、從テ經費ニモ影響ス  
ル、唯此處ニ本部ハ東京ト明ニ致シマシテモ、支部ト  
モモノ多ク六箇所ト限定スルカ、或ハ適當ノ箇所  
ニトモナラズ、ソレハトケラ取ツテモ宜コイカ支部ノ

内

閣

地名ハケヲ除イタ方カ此場合却テ穩當デハタイカ  
ト思ヒマス、其以外ハ私ハ此答申案ハ結構デアラ  
ウト思ヒマス

○議長(山本部長) サウスルト三輪委員ノ御意  
見ハドウゾ風ニ直サウト、マノデスカ

○四十三番(三輪委員) 六箇所ヲ適當ノ場所トスル  
○議長(山本部長) 本調査ヲ遂行スルカ爲メトマシテ所カ



ヲ修正ニナリマスカ

〇四十三番(三輪委員) 本部ヲ東京ニ支部ヲ適當ノ場所

六箇所ニ置ク、斯ウ云フコトニ願ヒタイノデアリマス

〇十番(三井委員) 只今御意見モアリマシクカ、吾々

ハ此海洋漁業基本調査トシテコトハ非常ニ必要ヲ認

メテ居リマス、併シ此處ニ參考ニナラズ居ル書類ハ

新ハ是ハ此委員會ヲ以テ與ニ吾々カ此意見ニ賛否ヲ

表スル考慮ノ一ツノ參考ニ過ギナイト見テ居ル、若  
シ是ノ參考書類ノ字句ヲ修正シ、若クハ之ニ付テ議  
論ヲ致スナラバ大ニ議論カアル、第一此豫算ニ  
致シマシテモ、經常費ノ二億ノ豫算ヲ此調査機關  
ヲ設置スル、我國ノ現状ニ於テ經常費二億ヲ出ス  
トシテコトハ果シテ可能ナルヤ否ヤ、吾々ノ持  
ツテ居ル國防費が二億ヲ超過シテ、既ニ考ヘナケシ

バナラスト、その空氣モアハ次第ヲ、吾々ハ此ニ考

書ハホニノ一研究ノ理想的ヲ是ハ掲ゲタモノニ過キ

ナイ、是ハ今日ノ決議ニハ關係ナシ、吾々ノ意見

ク是タルノ真ニ参考ニ過キナイモノデアハト、斯

考ヘテ居リマス、ソレデ宜シウゴザイマスカ、或ハ

議題トナサレタラハ之ニ付テノ意見モアリマス

議長(山本部長) ソレハ勿論参考テスカラ唯

矣多考ノ意味ニ於テ認メレバソレゾ宜シイノカ  
シト思ヒマス、決議ハ答申案其モノカ決議ニ  
十ノヲス、参考ハ参考カ、唯附屬書類ト  
シテ認メテ通過セシムルト云フコトニ過ギナイカ  
シト思ヒマス——唯今三井委員カラ海軍ノ國防  
費<sup>多</sup>ニ億ゾアルノニ是カニ億ト云ヤリナコトゾア  
リマスカ、是ハ  
年ニソレガ出ルノゾスカ



〇四十四番（前田委員）左様デハアリマセヌ、是ハ三十

箇年ノ経續事業ニナワテ居リマス

〇議長（山本部長）サウスルト平均シマスト（本年ハ

トノ位ニナルノデスカ

〇四十四番（前田委員）七百萬圓位ニナリマス、ソレ

カヨ尚ホ御許シテ得マシレバ此際チヨット附言致シ

テ置キタイト思ヒマス、只今三井委員ノ御述ベニ

ナリマシタ通りニ、是ハ所謂添附參考書類デア  
ルノデアリマスルカヲ、是ハ議決ノ題目ニナルモノ  
デハナイト特別委員ハ考ヘテ居ルノデアリマス、  
即ケ主文ノ決議ヲ請フカ爲ニ本ニノ參考ニ備ヘ  
タニ過ギマセヌ

○十和田三井委員 是ハ參考デ尚ホ此内容ニ付テ

ハ無論研究ノ餘地カアルコト、信ジマスカ、五口々ハ

此設置ニ付テハ非常ナ賛意ヲ表スル者デアリマス  
殊ニ此説明ノ末項ニアリマス所ノ調査機關設置ニ付  
ヤマニテモ尙ホ充分ニ審議ヲ盡ス為ニ委員會ヲ  
設ケントスルノデアリマス此委員會ノ研究  
ノ結果ニ付ツトスルコトニ付テハ私ハ此案ニ全然  
同意ヲ表スル者デアリマス

〇六十八番 矢作委員 委員長ニ御尋ね申上ケル

内閣

イノデアリマスか、只今三輪委員カヲ其ノ支部ヲ  
適當ナ箇所ニ置キトシテヤリニ修正カ出ス居ルヤ  
リデアリマスか、サウシテ風ニ修正致シマスコトハ  
委員長ノ方デ御困リナデスカ

〇四十四番(前田委員) 困ル困ヲナリノ問題ヲハナイ  
ノデアリマスデ、特別委員會ヲハ此矢々考書ヲ作  
リマスん時ニハ、大體支部ハ斯ウ云フ所ニ置イタル



る宜カヲウト云フコトゾ極メタニ過ギナイノデアリ  
マシテ、是ハ今申上ケマシタ通り、  
附書類デアリマシテ是ハ表決ノ題目ニナルモノテ  
ハナリ、前ノ主文ヲ掲ケマスル為ニ、其トウ云フヤ  
ラナ所カヲ調査スルノカト云フ事柄ノ大體ハマア  
斯ンナモノデアルト云フ、斯ウ云フ意味テ掲ケ  
タニ過ギナイノデアリマス、之ヲ修正シテ載セ程ノ要

ハナイト思ヒマス

〇六十八番(矢作委員) 委員長ニ尚不同ヒマスが、

此三十箇年ノ経續事業ノ一億二千萬程ノ金加要

ルト云フコトニハト、矢々考書ノ出テ居リマスノ

ハ矢張調査機關ノ規模ヲ幾カ御示シテナン意

味テ参考書ノ御添附カアワタモノト相像スル

ノデアリマス、サウデアリマスカヲ委員長ノ御

説ノヤリニスルト、冬考書類ト云フモノハ全然捨テ、  
シマツテ是ハ削除シテシマツテ宜イヤラニ考ヘラシ  
ルノデアリマスガ、サリ、御意見ズモナイヤ  
ラデアリマシテ、其點カ能ク分リマセヌ、ソレデ高  
木朝解、臺灣ニ及ス力或ハ北海道ニモ支所カ必  
要デハナイカト云フ御意見カ出テ居リマス以  
上ハ、秋ハ三輪委員ノ修正ニ賛成致シマシテ、此

支所ノ場所ヲ指定スルトシテハ御省キニナワ  
タ方カ宜クハナイカト思ヒマス

○議長(山本部長)

是ハ私ハ斯ク考ヘマス、冬々考書類

カカロシテ議決スベキモノデハナイ、ソレカカク必シ

モ之ニトウ斯ウアツテモ、ソレ程ノ拘束力ヲ持ツモノデ

ナイカロシテ、其儘ニシテ置イテ宜イト言ハ其儘

ニシテ置イテ宜イカモ知レマセヌ、併ナカク是ハ矢

内

閣



張附帶書類トシテ若し是か可決ニナリマシヤラ總會  
へ報告シナケレバナラヌモノデアリマス、從テ世間ニモ  
此表ニナリマス、サナリマス此場所ノコトハ何時  
テモ地方的ニヤカマシイノデアリマスカラ、從テヤカ  
マシイ議論ヲ起サナイヤラヌル爲ニハ之ヲ削ツテ置  
イタ方カ宜イデハナイカト思ヒマスカ、如何デゴザイ  
マセラカ唯六箇所ト、コトニシテ置イテハ……

〇四十四番 前田委員 ソレハ如何様デモ宜シウゴヤイ

マス、又矢作委員カヲノ御尋ネテアリマシタカ、

是ハナリテモ宜イカモ知シマセ又カ、唯幾ノカ主

文ニ付テノ御参考ニ供シタノテアリマスルカヲ、要

ヲ又ト云フ御話ナリ、ナリテモ、何差支ナイノテアリ

マス

〇議長 山本部長 何カ其他ノ事項ニ付テ御意見カ

内閣

コサイマセウカ

○四番(佐藤委員)

委員長ニモウ一度御尋不致シタ

イト考ヘマス、此御参考ノ為ニ御添附ニナルト云フ此

點ヲコサイマスルカ、経常中臨時ト分ケテ御参考ニナワ

テ居リマスか、此總額ヲ出シマスル為ニハ算出ノ基

礎カ無論ナケレバナルマイト思ヒマスか、政村ノ方ニ

御提出ニナルノハ是ナケル、別ニ算出ノ基礎ハ御提

内

閣

出ニナラ又譯戸アリマスカ、經常、臨時ト分ケマシテ  
船舶ハ幾ヲ、或ハ人物件費ハ幾ヲト云フヤラサ所  
カヲ御計算ニナソテ總額加出シモノト思ヒマスカ、ソ  
レハ別ニ御添附ニナリマセヌカ

〇四十四番（二附田委員）御尤ノ御尋ネテアリマス、特別

委員會ニ於キマシテハ此經常費、臨時費ノ由リ

来ル計數等ニ付テモ詳細ニ政務トノ間ニモ色々



見ヲ交換シタノデアリマス、此委員會ニ於キマシテハ  
此豫算ヲ議定スルト云フヤラナ譯テハナイノデアリマ  
ス、カ、サ、云フ詳細ノ書類ハ添附致シマセ又、併  
ニ此豫算ヲ作りマス付キマシテハ政府側ノ幹事諸  
氏ト長ク談合致シテ居リマシテ、政府ノ方ニ於キマシ  
テハ其書類ハアリマスル次第デ、添附シマセ又デモ政府ハ  
御用リハナイト考ヘマス、尚ホ申シマスルカ矣、  
御用

内

閣

是ハ附帶シテ唯參考ノ書類デアリマスルカヲ、是ハ議

決ノ的ニナルベキモノデアハナイノデアリマスルカヲ、ドウ

カ主文ニ付キマシテ速ニ御決議アラムコトヲ希御致

シマス

○十番 三井委員

モウソ伺ヒタイ、此御研究ノ際ニ無

論此調査機關ノ中ニハ色々ノコトが含まレテ居ルト云々

ハ考ヘマスガ、今日我國ノ水産教育ト云ヒマスガ、海

洋若クハ漁業教育ト云ヒマスカ、是等ノ教育制度ハ  
今日ノ所ヲハ國立トシテ水産講習所、北海道大學  
ノ水産專門部ト云モノカ二校アリマス、府縣ニハ全國  
ヲ十二校、養成所ト云フヤラモノカ五箇所、水産  
試験所ト云フヤラモノカ各府縣ニアリマス、是等ノ  
海洋調査ヲヤリマスニ付テ、漁業其他ノ研究調査ヲヤ  
リマスニ付キマスモ、此方面ノ知識者ノ養成ト云フ

コトハ此問題ノ根本ヲハナイクト思ヒマス、是等ニ付テ  
現在ノ制度ヲ御満足テ、現在ノ制度ノ所謂知識者ヲ  
利用シテ調査機關ヲ設置シテ海洋漁業ヲ奨励シテ  
行カントテ御研究デアリマシテモ、尙不此調  
査機關設置ト同時ニ教育方面ニモ一新ヲ期サント云  
フ御計畫ヲモアツタノデアリマセウカ

○要書(前田委員)

三井委員ノ御質問ハ誠ニ大切ナ殊



ニ御尤ノ御質問ト思ヒマス。カ、特別委員會ニ於テ  
マシテハ水産教育ヲ之ニ結付ケテノ調査ヲマカ致シテ  
居リマセヌ、併ナカク是ハ各委員ノ御考ヲ  
ト譯テハアリマセヌケレトモ、私ノ案示シマスルノニ現在  
ノ水産教育ヲ最早充分ナリトスル御考ヲアヲセ  
ルニトモ私ハ認メテマセヌカ、此答申案ヲ作リマス  
ニ付テ水産教育ノ方面ト相關聯シテ調査審議ヲ

内

閣

致シタコトハナイゾアリマス、ソレハケチヨット御答  
申上ケマス

○議長（山本部長） マハ何ゾ御意見カゴサイマセウカ

——御意見カゴサイマセ又ケレハ採決ニ移リマス

○四十三番（三輪委員） 採決ニ先立ツケテヨット御尋ネ致

シマスカ、ドウモ私ノ修正説ニ對シテノ結末カ何カカ

有耶無耶ゾアル、委員長ノ仰セノ如ク之ニ對シテ

ハ無論参考書類デアワテ重キヲ置クベキモノデハナ  
イ、又同時ニ重キヲ置クベキモノデナイカラ寧ろ地名  
ヲ表サズニ、矢張穩ニ適當ト斯ラウ意見ヲ議  
長ヲ賛成ノ如ク賛成デナイカノ如クデアリマスガ  
議長（山本部長）今其事ハ申述マル續リデアワテ  
アリマス、採決ヲ致シマス

二十五番（藤山委員）採決ノ前ニテ申シマスガ、

内

閣

私に特別委員一人にありマスが、特別委員長に  
陳述をナリマシテ通り、此参考書トナリモノハ特ニ  
議決ヲ希望シテ譯ハナイノデアリマス、併ナカ  
是ハ参考トシテ是非此處に議決シテ置カナ  
レハナラス、而シテ場所ノ如キモノヲヤント決メ  
テ置タトナフコトハ他日ノ面例ヲ来ストナラヤナ  
コトモアリナラフコトデアリマスレバ、委員會ニ

内

閣



於之モ恐ろろハ誰モ異議ハナイコト、存じマス、併  
し私ハ大體ハ此機關ヲ設置スルト云フカケノ決議  
ヲ願フテ、吾々モ參考書ニ對シマシテハ委員トシ  
テ充分ナ又調査ヲシテケレバナラヌト考ヘテ居リマ  
スカ、此參考書ヲ此處ヲ決議シテ行クト云フコト  
ニナリマスレバ、私ハ人々ノ三輪君ノ誤ノヤリニ箇所ヲ書  
カテ、之ヲ置クト云フコトカ却テ様デハナイカト考ヘ

内

閣

マス、ソレハケハ委員会ニ於テモサウイフ話カアワソ  
ノデアリマス

議長(山本部長) ソコデ御諮リ致シマスカ決議ヲ御願

致シマスル事柄ハ此主文ノ通り、主文其モノカ即チ決

議ヲ御願スルノデアリマス、参考書ハ之ニ附帶セシ

メテ總會ニ報告スルトウ形ニナルカウト思ヒマス

ソコデ御諮リヲ致シマスノハ、ドウセ之ヲ附帶シテ主

文ヲ決議スルトウコトニナリマスル以上ハ、多ク之  
ニ修正ヲ加ヘテ宜シイモノナラハ修正シテモ一向差支ナ  
イトウヤリナ御意見アアツタヤラデアリマス、ソレ  
ニ比白様ノ御異存カナケレハサウウ風ナコトニ致シタ  
ラハ、却テ其方カ穩テハナイカト思ヒマス

異議ナシト呼ブ者アリ

○議長（山本部長）サウシマスト冬参考書ノ二枚目ノ本

内

閣

調査ヲ遂行スルカ爲本部ヲ東京ニ支部ヲト云ク下

ノ「長崎、島根、青森、岩手、高知、廣島」ト云ク之ヲ除

イテ、支部ヲ適當ノ箇所ニ置クト云ヒマスカ、六箇所

ニ支部ヲ置クト云ヒマスカ

「適當ノ箇所ニト呼フ者アリ」

の議長「山本部長」ソレデハ支部ヲ適當ノ箇所ニ置ク

ソレデ御異存ゴサイマセヌカ

内閣



「異議ナシト呼ブ者アリ」

〇十番（三井委員） 尚ホ之ヲソシ位重キヲ置カシテ御

修正ニナリマスナラハ、豫算ノ方面カ誤解ヲ生じ易イ

豫算ニナワシ居リマスカラ、誤解ノナリヤラニ、  
海

漢業基本調査ニ関スル経費二億二千二百五十九萬四千

六十圓ノ下ニ三十箇年経續事業費總額ト書イタ方

カ宜イト思ヒマス、  
普通豫算ニ於キマシテハ經常

費ト云フト一箇年ヲ計上スル、  
経續費三十箇年五十  
箇年ノ總額ヲ上ケルモノデハナイ、  
是ハ豫算方面力  
ヲ見ルトサウデアリマス、  
誤解ヲ生ジ易イノデ之ヲ  
モウ少し明瞭ニシテ置キ  
方カ宜イカト思ヒマス  
議長（山本部長）三十箇年  
経續事業費總額、之ヲ挿  
入スルコトニ御異議アリマセヌカ

異議ナシト呼フ者アリ

内

閣

○議長(山本部長)

サリ致シマスレバ参考書ノ方ハ是カ

ケノ修正ヲ加ヘルコトニ致シマシテ、主文ノ方ニ付キ

マシテハ別ニ御異議ハコサイマセヌカ

○四十番(大塚委員)

ナヨット私ハ意見ヲ申述ベク置

キマス、今マデノ決議ヲ取消スト、コノ次第ヲハ

アリマセヌカ、将来ノ例ニモナリマスコトデアリマ

スカヲ言申述ベタイト思ヒマス、此参考書ニ付テ

ノ修正トウモノハ今日初メテ出タコトデアリマシ  
テ、先刻委員長カモ御報告ニナワテ居リマス、  
併ナカモ是ハ眞ノ参考書類デアツテ議題ニ供シタ  
コハナイ、此議題ニ供シタノハ本文デアルトウモ御  
説明カアリマシタ位デアリマス、ソレヲ委員  
長ノ言ヲ取消シテ直ニ取ツテ之ヲ本題トシテ、サ  
ラシテ決議スルトウモ形ヲ取ルコトハ穩デナイカ

内

閣



ヲシト考ヘマス、是ハ将来トモ参考ニ付テ  
「々々参考書  
」此處ニ議題トシテ、  
「々々ソレニ付テ部會ノ決議ヲ  
以テ可否ヲ戰ハシテ——自然議題ニ供シテ可否ヲ  
戰ハスノデアリマスガ、可否ヲ戰ハシテ修正ヲ試ミ  
ムト云フコトハ、トウモ餘リ面白クナイ例デアラウ  
ト思ヒマス、私ハ将来ノ議題<sup>事</sup>ハ爲ニ思ヒマスノデアリマ  
ス、ソレダケ今部長ノ採リマシタ方法ニ付テ見マシテ

内

閣

モ、又實際ノ形が參考書——前ニ申シマシタ  
如ク堅苦シイ意思デ此處ニ議題トシタノデハナイ  
大體此部會ノ意見ヲ聽イテ部長ノ方デ御修正ノ可  
否ヲ定メラレタト云フヤリナコトデアリマスカラ  
シテ、是ハ參考トシテ堅イ意味ニ於テノ修正デナ  
クシテ、書類ノ整理ト看做シマシテ、書類ノ整  
理ト看做シマスレハ是ハ部長ノ手許ニ於テ總會ニ

報告せしル時ニ取捨せしテ一向差支ナイノデ  
アリマスカラ、其部長ノ手許ニ於ケル書類ノ整  
理ト云フ形式上ノ形ニ於テ部長が大體此部會ノ意  
嚮ヲ質サシテ整理サシテ、斯ウコトニ致シタカ  
カ將來ノ為ニ宜カラウト考ヘマスカラ、少シ意見ヲ  
申述ベマスル時期が後シテヤラデアリマスケレトモ  
實際其形テ今進ミソ、アムノデアリマスカラ、此

内

閣

ウソ此問題ハ参考書類ヲ正式ノ議題トシテ、正式ノ  
決議ヲ以テ修正シテ可否ヲ裁ハストウコトデナシ  
ニ、議長カ部會ノ意圖ヲ質サシテ、サウシテ書類  
ノ整理トシテ取捨サレト云フ、斯ウウ形ニセヨ  
シムコトヲ私ハ希望致シマス、ドウゾ  
各位ニ於テ御差支ナレバ、實際其形デアリマス  
カヲレテ私ノ意見ニ御賛成アラムコトヲ希望致

内

閣



シマス

○議長（山本部長） 私人申しタノカ即チ其通りデアリ

マス、 最初カヲ申上ゲテ居ル、決議ハ主體タルヲス

カヲ、 参考書ハ唯添附シテ之ヲ總會ニ報告スル

コトニ過ギナイモノデアル、 故ニ此参考書ノ修正ヲ

スルト、云フコトハ固ヨリ決議デナイノデアリマスル

カヲ、 決議ニ依ッテ之ヲ修正スル次第デハナイクデ

アリマス、但し参考書ニ付テ色々ノ御意見カアリマス、其御意見ハドウデアラウカト云フコトヲ、此今ノ箇所ノコトニ付テハ三輪君ノ御説カアリ、豫算ノコトニ付テハ三井君カヲ御意見カアワタノテ、此御意見デドウデアリマセウカト云フテ皆様ノ御意見伺フ、私カ聴取ル為ニ御尋ねシタノデアリマス、是ハ決議ト致スノデハナイデ

アリマス

〇四十番 大塚委員

今ノ御説明ニ依ッテ實際順

序カ極テ明瞭ニナリマシタカ、然ラバ私ノ申シマシ

タ通り部長ノ手許ニ於テノ整理トシテ、部長ハ此

整理ヲスルニ當ッテ部會ノ總員ノ意見ヲ聽カシタ

ト、斯ウコトニ此度手續ヲ取ラシタ、尙ホ將

来モ左様ナ手續ヲ取ラシコトヲ希望致シマス

内閣

○議長(山本部長)

左様デコサイマス

○四十三番(三輪委員)

私ハ斯ル問題ハ何シテモ宜シイト思

ヒマス、参考書類ト雖モ此調査會ニ於テ設ケタモノデ

ナクシテ、謂ハ政府ノ統計表トカ何トカ其調査ニ

係カル既ニ種アンモノヲ此處ニ引用スルモノヤヲハ

無論ソシハ修正致ス道モナケレバ主見ヲ挾ム必要

モナイ、ナレトモ調査會ガ参考材料トセヨシタ

内

閣



モノヲ掲ケル場合ニ於テ、是が基礎トシテ本案ノ  
賛否ヲ決スル上ニ於テハ、基礎其モノが誤ラ居ル  
以上ハ益々矢張委員會ニ於テハ正スベキモノハ正ス  
か私ハ當然ノ道ニアムト思フ、今大塚サニノ御  
議論ハ即チ他ノ書類ヲ引用シタ場合ニアリ、是  
ハ餘リ今後参考書類ニアリカヲシテ敢テ委員ハ意  
見ヲ述ベナイ、即チ議長ノ御考ニ任セルトモツト

内

閣

ハ、ソレハ少シ私ハドウカト思フ、寧ろサウシク例ハ  
此處ニ冬参考書類ト雖モ新シク調査シタモノヲ  
掲ゲテ、之ヲ冬参考トシテ此本案ノ賛否ヲ決スル基礎  
トナワリ以上ハ、サウシク譯スハ私ハ行キマスマイト  
思ヒマス、私ハ斯ル問題ニ固執スル譯デハナイケ  
レトモ、斯ウシク點ニ於テハドウゾ輕率ニナラヌ  
ヤウニ私ハ望ミマス

内

閣

○議長(山本部長)

三輪委員ニ申しマスガ、

此参考書

ニ付テ之ヲ基礎トシテ議決ヲ求メルト云フコトデア  
リマスト 之ニ對シテ大ニ討論ヲ願ハナケレバナラ

又コトニナリマスガ、サウナルト餘程又色々御意

見モアルコトデアラウト思フ、又特別委員ノ方

ニ於テモソレ程ノモノトシテ之ヲ此處ニ提出シテ次第

デハナイト云フコトハ三輪田委員長カヲ異シクモ申

内

閣

サレテ居ル通りデアリマス、ソレヲ議決ノ議題ヲ  
ナイレリハ其内容ノ修正トカ、ナリヤリナフトニ付テ  
議決ヲ求メントナリコトハ出来ナイ譯デアリマス、  
併ニ御意見ノアル所ハ何處マデモ尊重シテ出来  
ルヤケ滑カノモノニシテ、之ヲ添附書類トシテ  
出ストナリコトカ穩當デアルカヲ、ソレ故ニ諸君  
ノ御意見多ク伺フ譯デアリマス、諸君ノ多數



ノ御意見かソコニアルト云フコトヲ伺フテ左様  
ニ修正シテ出ス方加宜カラウト  
斯様ニ議長ハ

考ヘテ居ル次第デアリマス、之ヲ議決ト云フ

堅苦シイ形ニスルト云フコトハ如何ナモノデアラ

ウカト思ヒマス、其邊デ如何デアリマセウカ

○四十三番(三輪委員) 本員ハ敢テ斯ル問題ニ固執ハ

致シマセヌケレドモ、本員ノ先刻カラ申スノハ議決

内閣

ヲ望ムノデハナイケレトモ、是カ參考ナリ基礎  
トナツテ行クノデアワツテ、若シモ之ヲ其訂正ヲ  
ナサズシテ茲ニ此案ノ議決ヲシタ場合ニハ、少ク  
モ此處ニ連ル所ノ委員トシテモノハ此六箇所ノ理  
シテアル所ヲ適當ナ箇所ナリト認定ノ下ニ、之ヲ  
參考トシテ議決シタト云フ結論ニナルノデアワツテ、  
力カクシテ斯ル問題ハ議決ヲスベキモノデアナイ

ノデアリマスケレドモ、参考書類其モノノ矢張訂  
正ヲ望ムト云フコトハ、是ハ私ハ當然ノコトデア  
ラウト思フ、是ハ重要ナ箇所ト云フヤウナコトハ  
議長モ御心付ノ通り、之ヲ愈々實現スル場合ニ於  
ニ於テハ又箇所ノ競争ノ起ルコト自ラ今日ヨリ想  
像サレル、而シテ之カ此儘デ通過シタナクバ少クト  
氏此委員會ニ於テハ、此六箇所サリ五箇所ナリヲ

内

閣

是認シタト云フコトヲ認メナケレバナヲ又ト思ヒマス  
カヲシテ、私ハ六箇ト<sup>所</sup>云フノハ穩<sup>也</sup>テナイカヲ議決  
ヲ<sup>五</sup>譯<sup>ハ</sup>ナイ<sup>シ</sup>デアリマスが、参考書ノ必西女  
ナ修正ヲ求メタノデア<sup>ル</sup>が、角立<sup>ツ</sup>テサ<sup>ウ</sup>云フ議論ヲ  
スル譯<sup>ハ</sup>アリマセヌケレトモ、<sup>今後ニ於テモ</sup>斯ル例<sup>カ</sup>アツ  
ナ<sup>ハ</sup>是ハ私ハ矢張修正スベキモノハ修正シ、訂  
正スベキモノハ訂正スルカ相當ナ手續<sup>テ</sup>アルト確<sup>ク</sup>

内

閣



信ズルノデアリマス

○議長(山本部長) 訂正ノ先例モ修正ノ先例モ下ルカモ

知シマセヌケレトモ 兎ニ角此場合ニ於テハ先ヤモ繰返

シテ申ス通り アナタ方ノ御意見ヲ私ハ伺フテサリ

シテ皆様ニ斯ウシタラトウカヲウトニテ御相談

ニ及ニテ所カ、ソシテ宜カラウトニテサリニテ御趣意

ニ依ツテ、アナタ方ノ言フ所ノ名前ハ削シ、三井女

買カラノ文字ヲ入レルト、コトニ依ッテ修正ヲシ  
テ、總會ニ報告スルコトニ致シタナラハ、何  
モ實際ノ效果ニ於テ少しモアナタノ申サレル所ト  
違ハヌカラント思ヒマス、唯先例がアムカナイカ、  
或ハ將來ノ惡例ニナルトカ、ナラヌトカ云フコトハ私ハ  
問題ニシテ居ラヌ、此際ノ方法トシテハソレが最モ通  
當デアルト思ヒマス、トウカソレニ御同意ヲ願

内

閣

ヒマス

〇六十八番〔矢作委員〕

只今大場サニカヲ参考書ノ扱

ヒニ付テ御又凡議カアリマシタカ、此参考書ハ此

部會ノ議題ニスル迄モナイ、斯ウ云フ御説カアリ

マシタカ、ソレモ結構デセウカ、又将来ノ先例ニナル

カロト云フ御議論モアリマシタカ、此参考書ヲ

科見致シマスト、此参考書ト云フモノハ部會ニ於テ

内

閣

可ナリ論議サレタモノデアムト云フコトヲ委員長カ  
ラ承フテ居リマス、此豫算ノ金額ナトハ調査機關  
ノ規模ヲ示スコトニナワテ居ル譯デアラウト思ヒ  
マス、是ハ確定ノモノテナイニシテモ可ナリ小サナモ  
ノデナイト云フコトノ希望ハ是デ以テ分ルノデアリ  
マスカ、若シ此參考書類ヲ唯添附シテ出スト云  
フコトニナワタナバ、參考トシテハ是ハ内容が不

内

閣



適當カ、其書ハ削除スルコトハ無

論簡單ニ論議スルコトが出来ルゾアリマス。

將來ノ先例ニナワテハイカヌコト大塚サニカノ御

議論アリマス。若シ内容ニ付テ部會ノ修正ヲ

許サヌ、斯ウコトニ部長ハ御決メニナルヲハ

不適當ナ参考書類ノ矢張削除ノ動議ヲ出シテモ

差支ナイモノト部長ハ御考ニナワテ居リマス。

デハアリマセヌカ、ソレヲ部長ニ伺ヒタイ

○議長(山本部長)

ソレハ参考書が不通ハモノデアルナ

ク委員ノ方カラ削除シロト云フコトハ、是ハ一何差

支ナイコト、思ヒマス

○中番(大塚委員)

別ニ反対アリマセヌ

○四十三番(三輪委員)

只今ノ矢作委員ニ對シテノ部長ノ

御答ノ趣旨カヲ考ヘルト私ハ益分ヲナラフヲ来ル

内

閣

ノデアリマス、参考書其モノカ意見デアツテ削除  
シテ宜シイト云フ意見ニナツタヲ、其参考書類

中是ハ穩カナヲ又トカ、是ハ餘リ適當テナイト思フ

字句ヲ修正スルコトノ意見カ御採用ニナヲ又ト云

フ理窟ハサカヲウト思フ、既ニ私カ今此六箇所ノ

問題ハ之ヲ除クコトヲ述ベマシタガ、幸ニ御同意

ヲ得テ此問題ハモウ落着シテ居ルノデアリマス

か、大塚委員カヲシテ特ニ将来ノコトニ付テ御意  
見カアリ、即ケ今日直サレタモノモ委員會ノ決議  
デナイ、委員長ノ即ケ部長ノ御意見デ之ヲ削  
除シタモノ、如ク取扱フト云フヤラナ御意見  
且ツ将来ノ御希望カアワタヤリテアルカヲシテ  
私ハ之ニ對シテ服從ニ兼ネタノデ、ソレヲ愚見ヲ求  
メタノデアリマスガ、委員長ノ御説明ハ今又矢



作委員へ御答ニナフ々意味カヲ考ヘテ見レバ、  
私ノ意見ト相一致シテ居ルノデアル、即チ全然參  
考書類ヲ削除マデシテモ差支ナイト云フモノナ  
ルバ、其中ノ一部ヲ訂正スルコトモ亦差支ナイコト  
デアラウト思フ、是ハ單ニ議長ノ御手許ノミニ  
限ワタコトデハアルマイト思ヒマスカリテ、矢  
張將來ハ即チ矢作委員ニ御答ニナフ々御方針ヲ

内

閣

以テ此御取扱ヲサレムコトヲ御願ヒ致シマス

○議長(山本部長) ソレハアナタ方ノ権限トシテ参考

書類ヲ全部削除スルコトヲ動議ヲ提出スルコトモ、或ハ

参考書類ヲ主文ト共ニ決議スル、或ハ之ヲ修

正シヤルトウ御意見モ来ウアサタ方之ヲ提出

ナサレ御自由ヲ持ツテ御出ニナリマス、但シソレ故

ニ大塚君ハ先例ニテ将来ノ何トカ云ウ例ニナントカ

ナラヌトカニツ、ソレニ重キヲ置キテ居ルノデハナイ  
カ、此際ノ取扱トシテハ丁度只今マデ繰返シテ申述  
マシレタ、アナタノ御意見通りニ實際上運ブカ  
ウト思ヒマスカラ、此程度デ一ツ御承知ヲ願ヒタイ  
○四十三番(三輪委員) 能ク諒解致シマシタ  
○議長(山本部長) ソレデハ別般御異議カゴサイマセ  
ヌナラバ本案ハ可決致シタモノト決定ヲ致シマス

内

閣

議長（山本部長）次、答申案ヲ朗讀致サセマス

（村上幹事朗讀）

内閣



答 申

糧食問題解決策トシテ内水面増殖基本調査ヲ行ハシムル爲調査機關ノ設置ヲ緊要ト認ム。仍テ左  
通り答申ス。

内水面増殖基本調査機關ヲ設置スルコト。

説 明

邦ハ河川湖沼ニ富ムノミナラズ溜池用悪水路稻田等約二百萬町歩以上ノ廣大ナル面積ヲ水産的  
利用スルニ於テハ、其ノ容易ニシテ且的確ノ成績ヲ擧ゲ得ルコト農耕畜産ト毫モ異ナラズ。然ル  
現今ハ之ガ基礎的ノ調査ヲ缺クヲ以テ、僅ニ其ノ適地面積ノ七分五厘ヲ利用スルニ過ギザル狀  
ナリ。依テ内水面増殖基本調査機關ヲ設置シテ、水界資源ノ科學的開發方法ヲ研究シ、以テ生産  
加ノ合理化ヲ期スルコト急務ナリト認ム。

## 參考

### 内水面増殖基本調査

内水面増殖基本調査ハ内地水面ノ性狀、水族ノ分布、習性、増殖關係ヲ詳ニシ、以テ水面毎ニ水産ノ生産能力及増殖方策ヲ確立シ、内水面資源ノ合理的開發ヲ計ルニアリ。而シテ其ノ調査事項ノ大要ハ左ノ如シ。

#### 一 内水面ノ科學的調査

イ 内水面ノ地學的調査

ロ 重要水族ノ調査

ハ 浮游生物ノ調査

ニ 底棲生物ノ調査

ホ 内水面ノ理化學的調査

#### 二 漁業ニ關スル調査

イ 漁場漁期漁獲方法

ロ 漁獲法ノ變遷ト漁獲高トノ關係

ハ 漁獲物ノ季節的年の及地方的變化

ニ 漁場及沈設物ト漁業トノ關係

ホ 増殖ト漁獲高トノ關係

ヘ 水面生産能力ト漁業トノ關係

三 利用的調査

イ 増殖適種ト増殖關係

ロ 天然餌料移殖調査

ハ 魚道スクリーン等ノ調査

本調査ヲ遂行スルガ爲内水面基本調査所ヲ東京ニ、支所ヲ東北、關東、關西、中國、西南五箇所ニ置  
シテ拾箇年繼續事業トシテ本調査ヲ完成セントス。

○議長(山本部長)

特別委員長ノ報告ヲ承メマス

○四十四番(三村田委員)

本答申案ノ内容ニ付キマシテ

ハ只今朗讀サシマシト通りノ説明以外ニ大シテ

附加ヘルノ要ハナシト存ニテ居リマス、即チ前ノ答

申案ハ海洋ニ對シマスル方デアリマスルカ、内ニ顧

ミマシテ河川、湖沼其他ノ水域ノ調査研究ヲ進

メマシタナラハ、水產的ニ利用スル上ニ於キマシテ



其效果ノ著シイモノカアルデアラウ、就テハ  
内水面ノ増殖基本調査機關ヲ設ケテ、サウシテ  
生産増加ノ合理化ヲ期スルト云フコトカ急  
務デアルト云々趣旨ニ基キマシテ此答申案ハ  
提出サレタ次第デアリマス、増殖基本ノ調査ハ  
ドンテモノカト申シマスレバ特別委員會ニ於キ  
マシテ氣付キマシタ點ハ此處ニ揚ゲマシタヤラ



ナモノデアリマス、固ヨリ之ヲ以テ遺漏ナシトハ  
セヌト思ヒマスルカ、特別委員會ニ於テ先づ  
此邊デアラウト云フ所ノ氣付キマシタル點ヲ  
考トシテ此處ニ附帶セシメタ所以デアリマス、  
トウカ宜シク御審議ヲ願ヒマス

○議長

山本部長

御質疑議カアリマシタラバドウ

ソ願ヒマス

内

閣

〇(四) 佐藤委員) 委員長ニ御尋ネテ致シマス、此

内水面ノ調査機關ト海洋漁業ノ調査機關トノ

關係ハ如何デゴサイマスカ、全ク是ハ獨立ノ機

關デゴサイマスカ、或ハ調査上ノ連絡デモゴサイマ

スノデアリマスカ、又斯ラニ種ノ調査機關ヲ設

ケマセヌデモ、例ヘバ海洋ノ基本調査ノ方デ内水

面ノ方モ出来得ンモノカアラウト思ハレマス、

設備ノ上ニ於テ或ハ人ノ上ニ於テサラ変ワタモノ  
モアリマスマイ、特別ニ海洋ノ調査ヲ進メル為メ  
ノモノハゴサイマセラケシトモ、水族ニ付キマ  
シテ學術的ニ調査ヲ致シマスヤラナコトハ共通ノ  
機關ヲ利用スルコトが出来ヤラト思ヒマス、ソシ  
ハ特別委員ノ方デ何等カ御取調ベエナワタコト  
カゴサイマセラカ、ソシテ一ツ承ツテ置キタイト

思ヒマス

の中西前田委員 前ノ答申案ニ依リマシテ調査機

関ト本答申案ノ調査機関トヲ併立スベキヤ、又ハ

合一スベキヤ等ニ付キマシテハ、特別委員會ニ於キ

マシテハ的確ニシテ論決スルヲハ致シテ告リマ

セ又、要スルノニ答申案ヲ受取りマシテ政務ノ見ル

所ニ依リ併合スルモ可シ分離スルモ可シ、政務ノ

内閣



任意ニ委セン考テアリマス、ノミナラス御説ノ通り  
内水面ノ科學的調査其他ニ於キマシテ、海洋面ノ科學  
的調査ニ於テ共通ニテヤルコトカ便宜ノモノモ多  
クノモノ、中ニハアルカモ知シマセヌケレドモ、本  
特別委員會ニ於キマシテハ此海洋面ノ調査研究  
ト云フモノハ頗ル大規模ニ、又出来ん分ニ興行深ク  
調査研究シタイ、ソレニ比ベテ見エト内水面ノ

内

閣

方ハ比較的調査研究スルニ付キマシテモ陸上ノコト  
ヲアリマスカゾ、廣漠タル海洋ニ於テ調査スル  
トハ趣キヲ異ニシテ居リマシテ、諸般ノ點ニ付テ  
比ベマスレハ比較的簡易簡便ヲアリマス、デアリマ  
スルカゾ必シモ一緒ニセヌテモ宜クハナイカト思フ  
テ居リマス、今ノ目的物カ違フテ居リマスルカゾ、  
其邊マデハ論決テ進メテ居リマセヌ

内

閣

○四番（佐藤委員）　モロ一回、此處ニモ参考書類ニ

付キマシテ問題カアリサウデゴサイマスガ、其事

ヲケヨツト申述ヘテ置キタイト思ヒマス、最後ノ所

デアリマスガ、調査所ハ東京ニ置カシマシテ支所

ハ矢張東北、關東、關西、中國、西南五箇所ト云フ

コトエナワテ居リマスガ、是ハ別ニ地名カ設ケラシテ

居リマセヌケシトモ、此處デモ矢張北海道カトウモ

閑却サレテ居ルヤラデアリマス、東北六縣ヨリハ  
北海道内ニハ内水面ヲ利用スル面積ハ多クヤラデ  
アリマス、随分大キナ湖水モコサイマス、河川モ  
コサイマス、ソレ等ハ少シモ此處デ認メテ居ラ  
スヤラデアリマスガ、是モ別般ニ調査委員ノ所デ  
ハ御考慮カナクニテ、トウナワテモ宜シイトウ御  
意見デコサイマシタラカ、承リタイト思ヒマス



○四番委員（前田委員）

四番委員ノ御質問ヲコサイマスガ、

決シテ北海道ヲ閉却シタト云フヤラナ次第ハ毛頭ナ

イノデアリマス、要スルニ東北ノ支所カラ其方面

ニ人ヲ派シタリ材料ヲ出シタリシテ調査サセヤラト云

フニ過ギナイノデアリマス、是モ鐵案ト申上ケル譯

ヲハナイノデアリマス、此答申ヲ受取ラシテ政府ノ見

ル所ニ於キマシテ、御設ノ通りニ北海道ニ調査所ヲ

内閣

御設ケエナリマシテモ、特別委員會ニ於テハ何等  
異議ノアル譯ハナイノデアリマス、唯例示的ニ此處  
ニ掲ケテ過ギナイノデアリマス

○議長(山本部長) 委員長ニ御尋ネ致シマスか、是ハ  
別ニ豫算ト云フ風チモノハ御評議ニハナラナカワ  
クテセウカ

○西田番(前田委員) 是ハ前答申案ト比バマシテ最

モ規模ノ小サナモノデアリマス。或ハ民間アリ  
カヲ學識経験ノアル方ヲ御嚴拔ニサラスデモ、政  
部内々々デモ其目的ヲ遂行スルコトが出来ルト思  
マス、從テ其豫算ノ如キモ、サウ大仕掛ノモノデナ  
クモ事足りルカヲウト思ヒマス、サウ考テ  
掲ゲマセヌノデアリマス、併ナカク前ノ方ハ如何モ  
深ク廣ク海洋方面ヲ研究シタリ、ソレハ凡ソ此

位ノ仕掛デシタイト云フコトヲ此處ニ言表ス為ニ豫  
算ノ數字ヲ掲ゲタノデアリマス、重キヲ之ニ置キマ  
シタノデ、前ノ方ハソシテ特ニ掲ゲタノデアリマス

〇十番

三井委員

此内水面ノ調査機關モ必要デアリ

マセリト思ヒマス、此特別委員會ニ於テ斯ク云

フ御研究カアリマシタカトウカ、我國ノ内水面、此

處ニ書キテアハ、河川、湖沼、溜池用悪水路、稲田ト

内

閣



云フヤリナモノデアリマス、是ハ縣ト云ヒマスカ或  
ハ地方自治團體ト云ヒマスカ、府縣各行政區劃ニ各々  
相當ノ研究ヲシ、相當ノ奨勵ヲシテ居ルコト、思ヒマス  
之ヲ國家カ統一シテ、地方ヲ異ニシ水ノ性質カヲ總テ  
天然氣候風度ヲ異ニシテ居ル此日本ノヤリテ南北ニ  
長ク國カ、國家カ此内水面マデモ統一シテ調査機  
関ヲ設ケナケレバナラズカ、手取り早ク内水面ノ方ハ

行政大臣が各、訓令を發して、行政又計畫に相當の  
調査研究施設の手取り早うやる方が簡單で實に  
かるいやり方、是等二付ての御研究は如何ナル程度  
ニアリマシヤそノカ伺ヒタイト思ヒマス

〇四十四番(前田委員)特別委員會ニ於キマシテハ内水面  
ノ基本調査ノ機關ヲ設置スルト云フコトニ付キマシテ  
審議致シマシタリテアリマシテ、此實行上ニ於キマシ

内閣

予地方ノ行政区劃ノ是等ノ事ニ關係シテ居リマス部  
局ニ委託スルトカトモヤリナ實行上ノコトニ付中マ  
シテハ、別ニ議定ヲ致シテ居リマセヌノテ、要スルニ  
政務ノ裁量ニ委セムトモコトニ致シテ置キ、次第テ  
アリマス

○四番（佐藤委員）是ハ議長ニ對シテ希望ヲ申述ヘ  
テ置キタイト思フノテアリマスカ、其ハ参考書類ノ

内閣

コトニ付キマシテ、委員ニ御諮リニナツテ御決定ニナ  
ルカ、或ハ部長ノ御手許ニ御整理ナサレカトモヤ  
ラナコトカ段々前ニコサイマスルカ、私ハ此無多書類  
ニ對シマシテ矢張議長ニ於カレマシテ、關東、東北、關  
西、中國、西南トモヤラナ文字ヲ御削リニナリマ  
シテ、調査所ノ本部ヲ東京ニ置キ、支所ヲ矢張通  
商ノ箇所ニ置クトモコトニ御願ヲシタイト思ヒマス

内

閣



是ハ委員長カラ説明ニモナリマシタ通り小規模ノモ  
ノデアリマス、私ハ海洋基本調査ノ方デ「四年  
ニ百萬圓ノ経費ヲ假ニ使フモノトシマスレバ、其中ノ  
或ル機関ガ内水面ノ調査ニ充分従事スルコトカ出来  
ルト思ハシマス、又或ハ其方デ出シマセヌモ地方ノ  
水産組合トカ或ハ府縣ノ水産課トカ、サウ云フヤラ  
ナ方面ニモ湖水、河川等ノ調査ノ如キハ特別ノ調査

内

閣

ヲシマセヌデモヤツテ居ヲナケレバナラヌモノカ  
ト考ヘルノデアリマス、サウ云フ規模ノ小サイモノデス  
カヲ豫算ノ御添附カナイモノト推察シテ居ワタノ  
デアリマス、併ナカウ矢張産業ノ進展ノ為ニハ湖沼河  
川ノ利用ト云フモノハ忽ニスベカラサルモノト思ヒマスカ  
ラ調査ハ速メタイト思ヒマス、併ニ斯ウ場所ヲ五箇  
所ニ限ル、ト云フヤラナフトハ自今ハ満足致シマセ

内

閣

又、矢張北海道方面ナリ或ハ樺太方面ニモ置カナケ  
レバナラスモノト考ヘマスカ、若シ御整理が出来ル  
コトデアリマシレバ此文字ヲ削ツテ戴キタイト思ヒ  
マス、ソレハケノ希留五ヲ申上ケテ置キマス、如何ノ  
モノデゴザイマセウカ

○議長（山本部長） トウデセウカ、前ノ参考書ト同  
コトニ削ルコトニシタラ

賛成ト呼ブ者アリ

○議長—山本部長

ソレヲハ其御意見ニ依リマシテ是ハ

削ルコトニ致シマス、  
主文ノ答申案ニ付キマシ

テ御異議カアリマセヌケレハ可決致シタイト思ヒマ

スカ如何ヲアリマスカ

異議ナシト呼ブ者アリ

○議長—山本部長

ソレヲハ御異議ナイモノト認メマス、

内

閣



次ニ畜産第一回ノ答申ヲ議題ト致シマス、朗讀致サ

セマス

(村上幹事朗讀)

答 申

我國ノ現状ニ鑑ミ食糧問題對策中畜産ニ關スルモノノ中急速實施ヲ要スト認ムルモノ左ノ通り答申ス。

畜産ニ關スル方策

畜産ハ食糧ノ需給、國民ノ榮養竝ニ農業經營ノ現状ニ鑑ミ、國家重要産業ノ一トシテ内地、朝鮮、臺灣、樺太及關東州等各地ヲ通シ之ガ振興ヲ期セムガ爲適切ナル獎勵助長ノ方策ヲ講ズルコト緊要ナリト認ム。

説 明

畜産食糧品ハ榮養上極メテ重要ニシテ、殊ニ牛乳及鶏卵ノ如キハ他ノ食品ヲ以テ代用スルヲ得ザルモノナルニ拘ラズ、之ガ生産消費共ニ甚ダ僅少ナルハ國民榮養上ノ一大缺陷ナリトス。而シテ近時國民ノ食品ニ對スル嗜好竝ニ智識ノ向上ニ伴ヒ畜産食糧品ノ消費漸次増加ノ趨勢ニアリ

ト雖モ、尙ホ一層之ガ普及ヲ助長スルト共ニ一方益々廉價豊富ナル供給ヲ圖ルノ必要アリ。更ニ之ヲ農業經營上ヨリ考察スルニ、畜産ハ肥料ノ供給、勞力ノ補充及調節並ニ農家副産物ノ利用等農業ノ合理的經營上極メテ重要ナル要素ナリトス。然ルニ之ガ普及發達未ダ充分ナラザルハ農村振興上頗ル遺憾ナリト云ハザルベカラズ。仍テ政府ハ斯業ノ進展ヲ圖ルガ爲速ニ適切ナル施設ヲ爲スノ要アリト認ム。(人口食糧問題調査會食糧部第三特別委員會小委員會調查書「三十年後ニ於ケル畜産食糧品ノ需給ニ就テ」及內閣拓殖局調査「朝鮮、臺灣、滿蒙及樺太ニ於ケル牛及豚ノ三十年後ニ於ケル需給狀態調」参照。)

畜産振興ニ關スル方策中新ナル施設又ハ現行施設ノ充實擴張ヲ要スベキモノ多クアルベシト雖モ、最モ緊急ヲ要スト認ムルモノ左ノ如シ。

一 有畜農業ノ普及ヲ獎勵スル爲適切ナル施設ヲ爲スコト。

#### 説明

本邦農家ハ從來ノ因習ニ依リ無畜農業ヲ營ムモノ多ク、又家畜ヲ飼養スルモノト雖モ其ノ利用ノ程度概ネ低クシテ畜産ノ效果ヲ充分發揮シ得ザル狀態ニアリ。仍テ有畜化ニ依ル農業經營ノ改善、家畜家禽ノ改良増殖、飼料ノ増産並ニ其ノ利用ノ増進、家畜衛生ノ向上、畜産物加工業ノ振

興、金融ノ圓滑並ニ畜産指導機關ノ充實擴張等ヲ期スルハ肝要ナリト認ム。

二 食糧消費ノ慣行ヲ改善シ畜産食糧品ニ關スル智識ノ普及ニ努メ其ノ利用増進ヲ圖ルコト。

#### 説明

從來我國ニ於ケル畜産物ノ利用範圍甚ダ狹少ナルヲ以テ、乳、肉、卵及之等ノ加工品ノ消費ニ關スル智識ノ普及宣傳事業ヲ助成徹底セシムルト共ニ、畜産食糧品ノ利用ニ關スル試験研究機關並ニ共同處理施設ノ充實擴張等ヲ圖ルハ緊要ナリト認ム。

三 一般畜産物ノ取引、輸送及貯藏等ノ改善ニ關スル適切ナル施設ヲ爲シ、以テ之ガ需給ヲ圓滑ナラシムルコト。

#### 説明

畜産物ノ廉價豊富ナル供給ヲ策スルハ我國ニ於ケル畜産物需給ノ現況ニ鑑ミ最モ急務トスル所ナルヲ以テ、取引組織ノ刷新輸送方法ノ改善、出荷冷蔵事業等ノ助成並ニ金融ノ圓滑ヲ圖ル等ノ方策ヲ講ズルハ緊急ナリト認ム。

四 牛乳ノ良質、廉價豊富ナル供給ヲ策スルガ爲之ガ生産、處理、配給ニ關スル組織並ニ方法ノ改善上適切ナル施設ヲ爲スコト。



説明

四

牛乳ハ國民ノ榮養上重要ナルモノナルニ拘ラズ、市乳ノ處理竝ニ配給ノ關係ハ頗ル圓滑ヲ缺キ延イテハ乳質、乳價ニ對スル影響極メテ大ナルノ現勢ニ鑑ミ、都市ニ於ケル牛乳處理配給所（ミルクプラント）ノ設置助成ヲ圖ルト共ニ、他面農村ニ於ケル牛乳共同處理等ニ對スル助成ヲ充實擴張シテ、農家生産乳ヲ市乳トシテ利用スルノ途ヲ擴メ、以テ良質廉價ノ牛乳ヲ豐富ニ供給スルハ緊要ナリト認ム。

五 食肉ニ關シテハ特ニ内地朝鮮等各地ノ連繫ヲ保チ其ノ廉價、豐富ナル供給ヲ圖ル爲適切ナル施設ヲ爲スコト。

説明

食肉ノ廉價豐富ナル供給ハ我國民食糧ノ現狀ニ鑑ミ緊要ナル事項ニシテ、之ガ爲ニハ内地朝鮮等各地ヲ通ジテ生産、配給ニ關スル連繫方策ヲ樹立スルト共ニ取引、輸送、冷蔵、檢疫等ニ關シ適當ナル施設及改善ヲ行フハ必要ナリト認ム。

六 鶏卵ノ増産竝ニ配給ニ關スル施設ノ充實擴張ヲ圖ルコト。

説明

鶏卵ノ増産竝ニ配給ノ改善ニ關スル事業ハ漸ク其ノ緒ニ就カムトシツツアルモ、之ガ施設尙ホ未ダ充分ナラザルノミナラズ、近時勃興ノ氣運ニアル養鶏ニ關スル團體ニ付テモ、其ノ内容及相互ノ聯絡等ニ於テ改善ヲ要スルモノ多ク、其ノ機能ヲ充分ニ發揮シ得ザルノ現狀ニアリ。仍テ養鶏ノ普及獎勵ニ關スル施設竝ニ農村ニ於ケル團體事業ノ充實擴張ヲ圖ルハ急務ナリト認ム。

七 家畜保險制度ヲ速ニ樹立スルコト。

説明

家畜保險制度ヲ確立シ、畜産業者ヲシテ不慮ノ災害ニ因ル損失ヲ免レシムルト共ニ生産資本ノ供給ヲ圓滑ナラシムルハ、畜産ノ發達上緊要ノ事項ナルヲ以テ、政府ハ目下當該ノ機關ニ於テ審議中ニ係ル調査ノ完了、制度ノ樹立ヲ促進シ、其ノ實施竝ニ普及ノ爲適當ナル措置ヲ執ラレムコトヲ望ム。

八 畜産ニ關スル國勢調査ヲ速ニ實施スルコト。

説明

統計ハ畜産方策ノ基礎資料トシテ缺クベカラザルモノナルニ拘ラズ、我國ニ於テハ畜産ニ關スル正確ナル統計ヲ缺キ、方策ノ樹立、施設ノ實行上不利不便尠カラザルヲ以テ、速ニ畜産ニ關スル

五



組織的ノ國勢調査ヲ行フノ必要アリト認ム。

九 畜産食糧品ニ關スル特殊ノ調査審議ノ機關ヲ設置スルコト。

#### 説明

畜産食糧品ニ關スル施設方策及其ノ實施方法等ノ具體的研究竝ニ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州等ノ間ニ於ケル之ガ連絡統一ヲ圖ルガ爲特ニ調査審議ノ機關ヲ設クルハ緊要ナリト認ム。

三十年後ニ於ケル畜産食糧品ノ需給ニ就テ

人口食糧問題調査會食糧部  
第三特別委員會小委員會調査

三十年後ニ於ケル畜産食糧品ノ需給ニ就テ

我國ニ於ケル畜産食糧品ノ生産ハ尙ホ未ダ僅少ナルモ、其ノ消費額ハ年々増加ノ趨勢ニアリ。三十年後ノ將來果シテ幾何ノ需要ヲ見ルニ至ルベキカ、或ハ之ヲ幾何ニ達セシムルヲ適當トスベキカ、今日之ヲ適確ニ推算スルハ、甚ダ困難ナルヲ覺ユルモ、將來ノ方策樹立上極メテ必要ナルコトニ屬ス。

畜産物ノ需要量ヲ推定スルニ當リテハ、國民ノ榮養竝ニ嗜好上ノ要求ヲ第一ニ考慮セザルベカラズ。今フォイトノ標準ニ從ヘバ體重七〇觔ノ成人ノ一人一日ノ所要榮養量ハ蛋白質一一八瓦、脂肪五六瓦、炭水化物五〇〇瓦ニシテ、之ヲ邦人ノ平均體重ヲ假リニ五五觔トシタルモノニ換算スレバ蛋白質九三瓦、脂肪四四瓦、炭水化物三九三瓦トナル。但シ近時右標準ニ依ル蛋白質ノ量ハ多少高キニ失ストノ説多キヲ以テ、邦人ノ所要蛋白質量モ亦右標準ヨリ幾分低下スルコトヲ得ベキガ如シト雖モ、抑モフォイトノ標準ハ動物性及植物性蛋白質ノ適當ナル配合ニシテ榮養上好適ナルヲ前提トシタルモノナルヲ以テ、邦人ニ對スル蛋白質ノ所要量ヲ決定スルニ當リテモ、亦其ノ性質ノ好適ナルコトヲ條件トセザルベカラズ。

由來蛋白質ニハ種類多ク其ノ榮養價值ニ於テモ多大ノ差違アリ、動物性蛋白質ハ其ノ價值最も大



ニシテ、植物性蛋白質ハ概シテ之ニ劣レリ。而シテ各種動物試験ノ成績ニ徴スレバ、總蛋白質ノ内動物性蛋白質ガ少クモ其ノ三割ニ達スルニ非ザレバ、營養上充分ノ效果ヲ奏スル能ハズ。特ニ發育旺盛ナル幼少時ニ在リテハ、良質ノ蛋白質ヲ多量ニ要スルハ一般ニ認めラルル所ナリ。實際ニ於テ歐米人ノ食物ニハ動物性蛋白質ガ總蛋白質ノ三割乃至五割ヲ占メ、且其ノ大部分ハ畜產物ヨリ供給セラルル狀況ナリ。今試ミニ現在本邦人ノ攝取シツアル食物ノ主要成分ヲ算出スレバ左表ノ如シ。

大正十四年成人一人當一日分(總食糧ヲ總人口ノ七割ノ成人數ニ割當ツ)

| 種別      | 營養分總量 | 比率  | 蛋白質 | 比率  | 脂肪 | 比率  | 炭水化物 | 比率  |
|---------|-------|-----|-----|-----|----|-----|------|-----|
| 農作物     | 六九五   | 九七  | 七六  | 八五  | 一三 | 七一  | 六〇六  | 一〇〇 |
| 水産物     | 一三    | 二   | 一〇  | 一二  | 三  | 一七  |      |     |
| 畜產物     | 五     | 一   | 三   | 三   | 二  | 一二  |      |     |
| 合計      | 七二三   | 一〇〇 | 八九  | 一〇〇 | 一八 | 一〇〇 | 六〇六  | 一〇〇 |
| 總量ニ對スル% | 一〇〇   |     | 一二  |     | 三  |     | 八五   |     |

右表ニ依レバ、我國民ノ食物ハ量ニ於テ不足ナキモ質ニ於テ尙ホ適當ナラザルモノアリ。即チ動物性蛋白質ハ總蛋白質ノ一割五分ヲ占ムルニ過ギス。殊ニ畜產物ヨリ供給セラルルモノハ僅ニ三分ニシテ、牛乳及鶏卵ノ如キ營養價值大ナル食品ノ量著シク僅少ナルハ、我國民ノ營養上頗ル遺憾ト

スル所ナリ。而モ之等ハ他ノ食品ヲ以テシテハ到底代用スル能ハザルモノナリ。又脂肪分ニ付テ見ルモ、畜產食品中ノ脂肪特ニ牛乳鶏卵中ノモノハ營養上極メテ優良ニシテ、植物性脂肪又ハ魚油等ノ遠ク及ブ所ニ非ズ。故ニ將來畜產食糧品ノ供給ヲ豊富ナラシムルハ我國民ノ營養上極メテ緊要ナリト認ム。

食品ノ需要ハ又國民ノ嗜好ニ依リテ支配セラルルモノニシテ、我が畜產食糧品中ニハ古來ノ習慣上未ダ普及セザルモノアルモ、近時其ノ需要ノ狀況著シク變化シ來リ、殊ニ營養ニ關スル智識ノ向上スルニ從ヒ、營養ノ價值大ナル食品ニ對スル嗜好ノ益々増進スベキヲ思ヘバ、將來畜產食糧品ノ需要大ニ増加スルハ豫測スルニ難カラザルナリ。

上述ノ如ク國民ノ營養竝ニ嗜好上畜產食糧品増産ノ必要ナルコト明白ニシテ、更ニ之ヲ本邦農業ノ經營上ヨリ觀察スルモ亦畜產振興ノ極メテ重要ナルヲ認ム。即チ

- 一 家畜ハ重要ナル食糧品ノ外毛皮、脂骨等ノ必需品ヲ生産ス。
- 二 家畜ノ糞尿ハ堆肥トシテ地力維持上最も有效ナル肥料ヲ供給ス(硫酸、過磷酸ノ如キ化學肥料ノミヲ連用スレバ漸次地力ノ減退ヲ來ス)。
- 三 役畜ハ低廉利便ナル勞力ヲ供給ス。

四 畜産物ノ加工製造等ニ依リ職業ヲ増加ス。

五 家畜ハ飼料トシテ能ク農家ノ廢物及副産物ヲ利用シ其ノ價值ヲ増進ス。

六 畜産ハ農家勞力ノ分配ヲ適當ナラシム。

右ノ如ク畜産ハ直接優良ナル食糧品ヲ供給スルノ外農業經營上種々ノ利益ヲ與ヘ、以テ農家經濟ヲ有利ナラシム。農林當局ノ推定ニ依レバ現在飼養畜類ノ總評價額ハ約九億圓ニ達シ、年々生産セラ  
ルル畜産物三億八千萬圓ニシテ、之ニ畜力ノ供給八億七千萬圓ヲ加フレバ十二億五千萬圓ヲ算ス。  
以テ我國國民經濟上畜産ノ重要ナルヲ察知シ得ベシ。

今假リニ當局ノ參考案(三十年後ニ於ケル各食糧品ノ需給推算)ニ依リ其ノ營養成分ヲ算出スレバ  
左表ノ如シ。

昭和三十二年成人一人當一日分(總食糧ヲ總人口ノ七割ノ成人數ニ割當ツ)

| 種 別   | 營養分總量 | 比 率 | 蛋 白 質 | 比 率 | 脂 肪 | 比 率 | 炭 水 化 物 | 比 率  |
|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|---------|------|
| 農 作 物 | 六九九   | 九五% | 七六    | 七四% | 一三  | 五二% | 六一〇     | 一〇〇% |
| 水 産 物 | 二五    | 三   | 一九    | 一九  | 六   | 二四  |         |      |
| 畜 産 物 | 一三    | 二   | 七     | 七   | 六   | 二四  |         |      |
| 合 計   | 七三七   | 一〇〇 | 一〇二   | 一〇〇 | 二五  | 一〇〇 | 六一〇     | 一〇〇  |

總量ニ對スル%

一〇〇

一四

三

八三

即チ三十年後ニ於テハ現在ニ比スレバ蛋白質及脂肪ノ量増加シ、就中水産物及畜産物ノ蛋白質ハ總  
蛋白質ノ二割六分ヲ占ムルニ至リ、現在一割五分ナルニ比スレバ我國民ノ營養上著シキ改善ヲ加ヘ  
得ルモノト看做シ得ベク、未ダ前述ノ理想ニハ達セザルモ我國情ヲ考慮セバ之ヲ以テ略満足セザ  
ルベカラズ。但シ參考案ニハ牛ノ頭數三百萬頭中乳牛ヲ三十五萬頭、年産乳量三百三十萬石トセル  
モ、乳牛ハ飼料ヲ最モ經濟的ニ利用スルモノニシテ且牛乳ハ食品トシテ理想的成分ヲ具備シ殊ニ  
小兒ノ生育上必要大ナルヲ以テ、乳牛頭數ハ更ニ増加セシムルヲ至當ト認ム。即チ乳牛六十萬頭、  
役牛二百五十萬頭合計三百十萬頭トスレバ、牛肉生産ニハ殆ンド變動ヲ來サズシテ乳量ハ約六百  
萬石即チ一年一人當約六升五合ニ達スベシ。之ヲ現在ノ牛乳及乳製品ノ消費量一升四合ニ比スレ  
バ約五倍ニ當リ、一見稍過大ノ觀アルガ如シト雖モ、尙ホ未ダ現在ニ於ケル東京市民ノ一人當消費  
量ニ對シ遙ニ及バザルモノニシテ、單ニ近年ニ於ケル需要増加ノ趨勢ニ從フモ三十年後ニ於テ三百  
三十萬石ニ達スベキ推算ナルヲ以テ、少シク之ガ使用ヲ獎勵セバ更ニ需要ノ増加スベキハ疑ヲ容  
レズ。現今一箇年ノ増加率ハ約三%ナルモ之ヲ六%ニ増加スルモノトセバ、三十年後ニハ前記六百  
萬石ヲ要スル計算トナル。



今當局ノ參考案ニ依リ 大正十四年及昭和三十二年ニ於ケル 畜産食糧品ノ需要量ヲ示セバ左表ノ如シ。

大正十四年

| 家畜        | 畜産食糧品總需要量                                                                                 | 一 年 一 人 當     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 乳牛        | 一二〇、〇〇〇 斤                                                                                 | 一升四合          |
| 役牛        | 一、三〇〇、〇〇〇 斤                                                                               | 一、八九斤         |
| 豚         | 七〇〇、〇〇〇 斤                                                                                 | 一、一七斤 肉類計三、九斤 |
| 成鶏        | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 斤                                                                              | 〇、八四斤         |
| 鶏卵        | 一八〇、〇〇〇、〇〇〇 斤                                                                             | 三、〇二斤 卵三三個    |
| 備考 右ノ内輸入量 | 牛乳(乳製品トシテ) 一三〇、〇〇〇 斤 (輸出) 二〇、〇〇〇 斤 (輸入) 一六〇、〇〇〇、〇〇〇 斤 (鶏卵) 三六、〇〇〇、〇〇〇 斤 (輸入) 二〇、〇〇〇、〇〇〇 斤 |               |

昭和三十二年

| 家畜 | 畜産食糧品總需要量   | 一 年 一 人 當 |
|----|-------------|-----------|
| 乳牛 | 六〇〇、〇〇〇 斤   | 六升五合      |
| 役牛 | 二、五〇〇、〇〇〇 斤 | 二、八六斤     |

|                |              |    |               |                |
|----------------|--------------|----|---------------|----------------|
| 豚              | 三、三〇〇、〇〇〇 斤  | 豚肉 | 三三〇、〇〇〇、〇〇〇 斤 | 三、七二斤 肉類計八、八三斤 |
| 成鶏             | 八〇、〇〇〇、〇〇〇 斤 | 鶏肉 | 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 斤 | 二、二五斤          |
| 鶏卵             |              | 鶏卵 | 九九〇、〇〇〇、〇〇〇 斤 | 一、一〇斤 卵一二〇個    |
| 備考 牛乳ハ前記ノ推算ニ依ル |              |    |               |                |

前記需要量ニ對シ内地ニテ之ヲ供給シ得ルヤ否ヤニ關シテ少シク論及セム。

家畜ノ飼養頭數ハ主トシテ飼料ノ供給如何ニ依リテ制限セラルルモノナルモ、農林當局ノ推定ニ依レバ我國ニ於テ家畜ニ利用セラルル粗芻即チ野草、綠肥用作物、藁稈類等ハ三十年後ニ於テハ相當増産ノ見込アリ。飼料作物栽培ノ普及並ニ飼養法ノ改善等ト相俟ツニ於テハ裕ニ前記三十年後ノ推算頭數ヲ飼養スルヲ得ベシ。濃厚飼料モ亦農産ノ増殖ニ伴ヒ自ラ増加スベク、又現ニ肥料トシテ用ヒラルル大豆粕ノ如キモ漸次飼料ニ轉用シ得ベシ。斯クノ如クシテ前記推定ニ依ル畜産食糧品ノ供給ハ敢テ困難ナルヲ認メズ。大體ニ於テ自足自給ノ方策ヲ樹立シ得ベキモノト信ズ。

朝鮮、臺灣、滿蒙及樺太ニ於ケル牛及豚ノ三十年後ニ  
於ケル需給狀態調

朝鮮、臺灣、滿蒙及樺太ニ於ケル牛及豚ノ三十年後ニ於ケル需給狀態

朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳及樺太廳ノ調査ニ依レバ朝鮮、臺灣、滿蒙及樺太ニ於ケル牛及豚ノ三十年後ニ於ケル需給狀態大體左ノ如シ。

第一牛

(甲) 現在ニ於ケル需給狀態

現在朝鮮ニ於ケル牛ノ總數ハ約百六十萬頭、臺灣ハ約三十八萬頭、滿蒙ハ約二百十萬頭、樺太ハ約三千頭ニシテ其ノ需給狀態左表ノ如シ。

| 地名 | 現在頭數      | 一箇年消費量                 | 一箇年一人當消費量 | 輸移出入量<br>(印ハ輸出、移入量) | 備考    |
|----|-----------|------------------------|-----------|---------------------|-------|
| 朝鮮 | 一、五九〇、八〇六 | 二九六、一五三頭<br>七六、九九九七八〇斤 | 四・〇〇      | 四八、六九三頭             | 昭和二年末 |
| 臺灣 | 三八一、一五九   | 三、九一九、三〇六斤             | 〇・九四      | ナシ                  | 同 元年末 |
| 滿蒙 | 二、一〇〇、〇〇〇 | 一六〇、〇〇〇頭<br>一六〇、〇〇〇頭   | ?         | 一一〇、〇〇〇頭            | 同 二年末 |
| 樺太 | 三、一〇九     | 二二五、九六八斤               | 一・一一      | △ 七一、八四三斤           | 同 元年末 |

輸移出入量欄中朝鮮ノ分ハ全部内地向ニシテ、滿蒙ノ分中二萬頭ハ内地向、九萬頭ハ滿蒙以外ノ

支那及露領向トス。



(乙) 三十年後ニ於ケル需給狀態

前述ノ如ク現在ニ於ケル朝鮮、臺灣、滿蒙及樺太各地ノ輸移出量ハ未ダ其ノ數多カラザルモ、今後各種ノ獎勵助長ノ方策ヲ講ズルニ於テハ、將來各地共著シク之ヲ増加セシムルコトヲ得ベク、其ノ需給狀態見込大體左表ノ如シ。

一六

朝鮮

| 年次    | 畜牛頭數      | 供給可能頭數  | 消費頭數    | 輸移出可能頭數 |
|-------|-----------|---------|---------|---------|
| 昭和十六年 | 二、一四〇、〇〇〇 | 四五七、〇〇〇 | 三〇〇、〇〇〇 | 一五七、〇〇〇 |
| 同三十一年 | 二、八〇〇、〇〇〇 | 六二二、〇〇〇 | 三六六、〇〇〇 | 二五六、〇〇〇 |

臺灣

| 年次    | 畜牛頭數    | 供給可能頭數  | 消費頭數   | 輸移出可能頭數 |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 昭和十六年 | 四四一、七二七 | 四四一、七二三 | 三三、九二九 | 一一、二四四  |
| 同三十一年 | 四七六、一七七 | 四七、六一八  | 四一、二五二 | 六、三六六   |

滿蒙

詳細不明ナルモ將來内地へ輸出可能頭數約十二萬頭。

樺太

| 年次    | 畜牛頭數    | 供給可能頭數 | 消費頭數   | 輸移出可能頭數又ハ輸移入頭數(△印ハ輸移入頭數) |
|-------|---------|--------|--------|--------------------------|
| 昭和十六年 | 八四八、二四  | 一〇、九四七 | 一七、九一〇 | △ 六、九六三                  |
| 同三十一年 | 五二二、六六〇 | 八一、〇二  | 四七、三五八 | 三三、七四四                   |

朝鮮ニ在リテハ新ニ獎勵助長ノ方策ヲ講ズルコトナク現狀ノ儘推移スルモノトセバ、將來十五年後ニ於テ枝肉約六千頭、生牛約五萬頭ヲ移出シ得ルニ過ギズ。更ニ三十年後ニ於テハ移出牛ノ現狀ノ儘トセバ鮮内食肉ノ不足ヲ來スニ至ルベシ。然レ共前記ノ如ク將來二百八十萬頭ニ増殖スルトキハ、鮮内食肉ノ不足ヲ補フノミナラズ約二十六萬頭ヲ移出スルコトヲ得ベシ。

臺灣ニ在リテハ將來消費ノ遞増ヲ豫想セラルルヲ以テ、輸移出量ノ著シキ増大ヲ期スルコト能ハザルモ、將來四十七萬頭ニ増殖スルトキハ島内消費ヲ差引キ約六千頭ノ輸移出ヲ爲スコトヲ得ベシ。

樺太ニ在リテハ現在輸移出ナク寧ロ島外ヨリ之ヲ移入セルモ、將來移住農家ノ増加ニ伴フ畜牛ノ獎勵助長等ニ依リ三十年後ニ於テハ畜牛總數五十二萬頭ニ上リ約三萬四千頭ノ輸移出ヲ爲スコトヲ得ベシ。

一七



第二 豚

(甲) 現在ニ於ケル需給状態

現在朝鮮ニ於ケル豚ノ總數ハ約百十五萬頭、臺灣ハ約百五十四萬頭、滿蒙ハ約六百萬頭、樺太ハ僅ニ三千頭ニシテ各地共輪移出ナク樺太以外ハ殆ンド自給自足ノ状態ニ在リ。即チ左表ノ如シ。

| 地名 | 現在頭數      | 屠豚生産頭數    | 消費頭數      | 輪移入頭數                 | 備考     |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------------------|--------|
| 朝鮮 | 一、一五〇、〇二七 | 一、〇六八、八八八 | 一、〇六八、八八八 | ナシ                    | 大正十四年末 |
| 臺灣 | 一、五四二、八二九 | 九二一、三〇六   | 九二六、六二七   | 輪移入<br>二、八五六<br>五、三二一 | 昭和元年末  |
| 滿蒙 | 六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、七〇〇、〇〇〇 | 二、七〇〇、〇〇〇 | ナシ                    | 同二年末   |
| 樺太 | 二、六一七     | 一九〇〇      | 二、八〇六     | 九〇六                   | 同元年末   |

(乙) 三十年後ニ於ケル需給状態

豚ニ付テモ將來各種ノ獎勵助長ノ方策ヲ講ズルトキハ各地共著シク其ノ頭數及個體ノ斤量ヲ増加セシムルコトヲ得ベシ。即チ三十年後ニ於ケル需給状態左表ノ如シ。(滿蒙ハ不明)

朝鮮

| 年次    | 養豚頭數<br>(年末現在) | 屠豚生産可能頭數  | 消費頭數      | 輪移出可能頭數 |
|-------|----------------|-----------|-----------|---------|
| 昭和十一年 | 一、六五〇、〇〇〇      | 一、六三五、〇〇〇 | 一、五六〇、〇〇〇 | 七五、〇〇〇  |
| 同二十一年 | 二、一五〇、〇〇〇      | 二、一二四、〇〇〇 | 一、七一〇、〇〇〇 | 四一四、〇〇〇 |
| 同三十一年 | 二、六五〇、〇〇〇      | 二、六五〇、〇〇〇 | 一、八四〇、〇〇〇 | 八一〇、〇〇〇 |

臺灣

| 年次    | 養豚頭數<br>(年末現在) | 屠豚生産可能頭數  | 消費頭數      | 輪移出可能頭數  |
|-------|----------------|-----------|-----------|----------|
| 昭和十一年 | 一、七八七、四八八      | 一、二五一、二四二 | 一、〇五三、〇三四 | 一九八、二〇八  |
| 同二十一年 | 二、四八九、四四〇      | 一、九九一、五五二 | 一、二六三、八四五 | 七二七、七〇七  |
| 同三十一年 | 三、三五九、七四八      | 三、三五九、七四八 | 一、四〇八、〇九五 | 一九五一、六五三 |

樺太

| 年次    | 養豚頭數<br>(年末現在) | 屠豚生産可能頭數 | 消費頭數    | 輪移出可能頭數 |
|-------|----------------|----------|---------|---------|
| 昭和十六年 | 二七四、九六四        | 二二二、五七〇  | 四四二、二二一 | 一八八、三四九 |
| 同三十一年 | 九六六、〇〇〇        | 八四三、一六五  | 一五三、八〇五 | 六八九、三六〇 |

○議長（山本部長）特別委員長ノ御報告ヲ求メマス、大塚委員

○四十六番（大塚委員）委員長ヨリ特別委員會ノ經過及

結果ヲ御報告致ス例ニナツテ居リマス、甚ダ形式的ナカ

ラ一應之ニ關シテ御報告ヲ申上ゲマス、第三特別委員

會ハ昨年ノ十月十九日第一回委員會ヲ開キマシテ爾來

會ヲ重ネルコト十四回、本年五月十六日ノ會議ニ於テ本

答申案ヲ決定致シタノデアリマス、其審査ノ順序ニ付テ  
御報告申上ケマスルト、委員會ハ此審議ノ初ニ於キマシ  
テ、先ヅ先ニ幹事ヨリ配布サレマシタ参考案ナルモ  
ノガアリマス、之ヲ假ニ議題ト致シマシテ、其案中ノ関  
係諸項ニ付テ幹事及當局ノ説明ヲ求メ且ツ質問ヲ  
致シ、又之ニ附隨シテ諸般ノ材料ノ提出等ヲ求メタノ  
デアリマス、朝鮮樺太、臺灣並ニ關東州等ニ關係



致シマシテ先ツ此各當局者ヨリ其畜産ニ關スル事業ニ付  
テ詳細ナル説明ヲ聴取致シマシタ、此滿蒙ノ畜産ノ事  
業ニ付キマシテハ特ニ之ニ精通セラレル所ノ朽内某ノ出  
席ヲ求メマシテ是亦詳細ナル説明ヲ得タノデアリマス、  
又樺太ニ關シマシテハ委員中ノ中川君ヨリ其實驗セラ  
レタ所ニ基キマシテ有益ナル御意見ノ陳述ガアリマシタ  
次第デアリマス、是等ノ説明ハ何レモ詳細ヲ盡シマシテ



中ニハ極テ親切自由ナル意見ヲ吐露セラレタル方々モアリマ  
ス、委員會ハ之ニ依ツテ頗ル有益ナル審査ノ材料ヲ得マ  
シタノデアリマス、續イテ委員會ノ調査ノ順序ニ關係  
シテ懇談會ヲ開キマシタ、談合ノ末、順序ニ依リマシテ  
先ヅ國民ノ榮養及畜産食糧ノ需給ニ關スル審議ヲ  
敘シテ、即チコレヲ標準ト申シマスカ、標準ト申シマスナ  
ラバ我ハ言葉ガ少シ固<sup>固</sup>ギルカモ知レマセ又ガ、一ノ目途

ト致シマシテ「フールト」ト致シマシテ調査ヲ進メ、調査ニ  
資シテ參ルト云フ方が適當デアラウト云フコトニ決定  
ヲ致シマシテ、委員中ノ之ニ關スル權威タル鈴木、岩佐、月  
田ノ三委員ヲ煩シマシテ之ニ對スル調査ヲ致シタノデアリマス。  
即チ三君ノ調査ニ基キマシテ決定ヲ致シマシタノガ、茲ニ  
參考ト致シマシテ「三十年後ニ於ケル畜産食糧品ノ需給  
ニ就テ」ト云フ題目ヲ附シマシタル所ノ調査デブザイマス。

又朝鮮、臺灣、滿蒙、樺太等ニ關係致シマシテモ、當局及  
拓殖局ノ人々ヨリ幾多ノ調書ノ提出ヲ求メマシテ仔細ニ審  
議ヲ盡シマシタ、第二參考書トシテ添附致シマシタル「朝鮮、  
臺灣、滿蒙及樺太ニ於ケル牛及豚ノ三十年後ニ於ケル需  
給狀態調」ト題シマシタル調書、即チ之ガ幾多調書ノ摘  
用デアリマス「オフィシャル・アブリット」デアルノデアリマス、  
此「オフィシャル・アブリット」ハ内閣拓殖局ノ人々ニ託シマシテ、



其勞ヲ煩ハシマシテ 調製致シマシタ次第デアリマス、是モ御  
参考トシテ添附致シタ次第デアリマス、斯ノ如クシテ委員會  
ハ更ニ答申案ヲ審議起草スルガ爲ニ小委員ヲ選定スル必  
要ヲ認メテ之ヲ選定シ之ニ付託シテ、鈴木、月田、岩佐  
諸君ガ主トシテ小委員會ノ報告案ニ基キマシテ審議決定  
致シマシタモノガ即チ此答申案デゴザイマス、答申案ハ  
御諮問ノ趣意ニ従ヒマシテ、主トシテ緊急ト認メタ方策ヲ

内

閣

述ベタ次第デアリマス、此方策ノ實施々設上ノ巨細ノコトハ  
固ヨリ實際ニ於テ中央及地方ニ於ケル官公私ノ關係機關ノ  
考慮ト又其力ニ待タサルベカラサルフトハ論ナイノデアリマ  
シテ、委員會ニ於キマシテハ今一々之ガ施設ノ審査ニ這入  
ルフトヲ適當トシナイ、又之ニ審議ノ内容及ハナカツタノデ  
アリマス、此實際方法ニ付キマシテハ委員會ハ其答申  
ノ第九項ニ加ヘマシタル調査機關ノ設置ト云フ箇條ガ

アリマスガ、此項ニ多大ノ期待ヲ置クモノデアリマス、尤モ  
委員會ノ審議中ニ委員ノ考慮ニ觸レマシタル所ノ方法ノ或  
ルモノト申シマシテ宜シイダラウト思ヒマスガ、ソレ等ノ事  
項ハ此説明中ニ現レタ箇條デブザイマス、委員會ノ趣意  
ハ大體右ヤウナ次第デアリマスカラ、趣旨ノアル所ヲ諸君  
ニ於ケレマシテ充分ニ御了解下サレシコトヲ希望スル次第  
デアリマス、要スルニ答申ノ眼目ハ案ノ冒頭ニ述ベマシ

タ如ク、國民ノ榮養上又食糧ノ質及量ヲ豊富ナラシ  
タル上ヨリ致シマシテ、畜産ヲ國家重要ノ産業ノ一ト致シ  
テ、内地植民地ヲ通ジテ統一セル方針ノ下ニ之が振興ヲ圖  
ラナケレバナラス、ソレカラ國民ニ畜産食糧ノ廉價且豊富  
ナル供給ヲ爲スニ至ランコトヲ期スルニアル次第デアリマス  
各項ノ説明ハ各項ノ下ニアル説明ニ依ッテ御了解下サルコト  
ヲ希望致シマス、尚ホ御質問ニ應ジマシテ委員長其他各

内

閣



専門ノ事項ニ付キマシテハ權威アル諸君ヨリ御答致スヤ

ウニ致シタイト思ヒマス、以上ヲ以テ報告ヲ終リマス

○議長（山本部長）別ニ御質問ハアリマセヌカ

○四番（佐藤委員）一括シテ質問致シテ宜シウゴサイ

マスカ

○議長（山本部長）宜シウゴサイマス

○四番（佐藤委員）ソレデハ委員長ニ御尋ネ致メタイト

内閣

思ヒマス、此御答申ニ依リマシテ畜産業ハ我國ノ重要産業ノ一ツト御認下サレ、大層重キヲ置カレマシタヤウデ、其點ニ於テハ感謝スル所デブサイマスガ、第一ニ有世畜農業ノ普及ヲ獎勵スル爲ニ適切ナル施設ヲ爲スフト、云フコトガ御答申ニナツテ居リマス、此農業經營ヲ有畜化セシムルト云フコトハ我國ノ農業ノ振興ヲ圖ルガ爲ニ極テ重大ナル問題ダト思ヒマス、ソレハ御同説デブサイマスルガ、併

内

閣

ナガラ如何ニシテ有畜農業ヲ我國ノ農業ニ入レ得ベ  
キヤト云フフトニ付テハ、委員會ニ於キマシテトノ程度マデ  
御審議ニナツタノデアリマセウカ、申ス迄モナク、非  
常ニ我國ノ農業ハ小農業デアリマシテ、農家ノ耕  
作スル面積ハ漸ク一戸一町歩内外、ソレカラ食糧ヲ  
生産シテ居リマシテ、尚ホ足りマセヌカラ、今回農産ノ  
増殖ノ方デ色々審議ヲサレテ居リマシテ、(承) 二國

管開墾マデモナサレナケレハナラヌト云ウテ審議ニナツ  
テ居ルヤウデアリマス、或ハ向フ三十箇年ニ四十萬町歩  
ヲ振カナケレハナルマイ、自給自足ハ或ル程度マデ達マナ  
ケレバ出来マイト云フヤウナ論議モアッタヤウデアリマス、ソ  
フデアリマス、畜産ト云フモノガ牛馬羊豚總テ飼料ヲ  
要シマス、何處カラシテ飼料ヲ得テ畜産業ヲ起サル、  
ヤウニ御研究ニナリマシタカ、飼料ガブサイマセヌデハ、動



物ヲ増殖スルコトが出来マス、マイト思ヒマス、然ルニ開墾スベキ土地ト云フモノハ人間ヲ養フ爲ニ必要ナル所ノ米穀ヲ産出シナケレバナラナイ必要ニ迫ツテ居ル、動物ノ飼料ハ

近年集約ニナリマシテ、廣大ナル原野ヲ持タナイデモ集約的ニ生産シタモノヲ以テ飼ヒ得ルヤウナコトニ進歩ハ致シマシタケレドモ、或ル程度マデハ土地がブサイマセヌデハ動物ノ増殖ヲ見ルコトが出来ナイト思フノデアリマス、ソコ

テ此畜産業ヲ獨立シタ大牧場ヲ以テ經營サレルト云フコト  
ニシテ、動物ノ頭數ヲ増殖スルト云フヤウナ御考案デアリマ  
スルカ、或ハ又我國ノ小農者ニ一頭デモ二頭デモ増殖シ進メ  
ルヤウニナサラウト云フヤウナ御考案デアリマスルカ、ソコハ  
極テ重大ナ問題ニナルト思ヒマス、農業ノ革<sup>新</sup>進ヲ圖ルト云  
フコトハ大郡輿論ニナツテ居リマスガ、動物が這入リマセヌケ  
レバ農業ノ擴張ヲ圖ルコトハ出来ナイ譯デアル、植物ノ栽<sup>植</sup>

内

閣

ダケテハ到底農業ノ面目ヲ改メルコトハ出来ナイノデアリ  
マスカラ、ドウカシテ動物ヲ入レサケレバナラナイ、併ナカ  
ラ動物ヲ入レマス爲ニハ飼料ヲ栽培スル所ノ土地カナイ、  
飼料ナクシテ動物ノ増殖ヲ圖ルト云フコトハ出来ナイ譯  
デアリマス、農林當局ノ御調査ニ依リマス、全國ニアリ  
マス所ノ原野牧場ハ大概引當ニナッテ居ルヤウデアリマ  
ス、食糧ノ生産ノ爲ニ開墾ヲナサル、ト云フヤウナコトニ

ナツテ居ル、ソコデ畜産方面ハ其農産ノ増殖ヲ圖ル方面  
ト没交渉ニシテ、獨立的ニ此畜産業ヲ起スト云フコトハ列  
底難クイコトデアラウト思ヒマス、サウ致シマスルト、ドレダ  
ケノ土地ハ農産増殖ノ爲ニ利用スル、ドレダケノ所ハ畜産  
ノ方面ニ利用スルト云フヤウナ土地ノ經濟方面カラ掛カテ  
調査ヲシナケレバ、眞ノ調査ハ出来ナイコトニナリハシナイカト  
私ハ考ヘマス、食糧ハ何處カラデモ持ツテ来レバ宜シイ、

内

閣



食糧品ハ海外カラ買入レテモ宜シイ、滿洲ノ物ヲ使ツテモ  
宜シイト云フヤウナフトデアリマスレバ、ソレハ別ナンデアリ  
マスケレドモ、農家が自分ガ飼育スル所ノ動物ハ矢張自  
分ノ農地カラ取ツタモノヲ以テ飼育ヲ改サナケレバ、動物ノ  
繁殖ヲ圖ルフトハ出来ナイフトデアラウト思ヒマス、  
ソコデ土地ノ利用面積ニ自ラ這入ラナケレバナラナイ、金  
國ニ在リマス所ノ土地ハトレダケ畜産ニ向ツテエヲ利

内

閣

用シ、現今ノ開墾ニ充テラレテ居ル土地が不足デアリマス  
レバ、随分内地各府縣ニ涉ツテ風致林ガアルヤウデアリマス、  
今回ノ人口食糧ニハ林業ノ當局が這入ツテ居ラレヌヤウ  
デアリマスガ、ドウシテモ林野ニ畜産業ヲ進メルニハ又開  
墾地ヲ進メルヤウニナラナケレバナラヌコトデアラウト思ヒ  
マス、結局第一項ニ對シマシテ畜産ノ方ノ特別委員ノ所  
デ、ドウ云フ風ニシテ我國ノ農業ヲ有畜化セシメルカラ

内

閣

ト云フコトニ付テ御名案カアリマスレハ承リタイ、唯政府  
ニ適當ナル施設ヲ爲セト云フダケノコトデアツテハ、何ダ  
カ未ダ此問題ヲ解決スルニ十分トハ考ヘラレヌノデアリマ  
スノデ、此點ニ付テ特別委員長ノ御説明ヲ承ルフトカ  
出来マスレハ誠ニ幸ト存ジマス

○四十番（犬塚委員）只今ノ御質問ニ付テ一寸一應  
伺ヒタイト思ヒマス、中ニハ御述ニナリマシタ所ニ御意

内

閣

見モアルヤウデ要項ヲ私ハ摺ミ兼ネマシタ、今一應御話ヲ  
願ヒタイト思ヒマス

○四番(佐藤委員)色々申述ベマシテ甚ダ錯綜致シタカモ  
知レマセヌガ、要スルニ農業經營ノ改善ト有畜化ニ依ル農

業改善ト云フコトガ説明ノ中ニモブサイマスガ、我國ノ現今  
ノ農業經營ヲ有畜化セシムル爲ニハドウ云フ方法ヲ以テ進  
ンデ行ケバ出来マスカ、ドウ云フ地方ニツレガ行ハレバドウ云



フ方面ニ不可能デアルカト云フ點モ併セテ伺へレバ宜シイノデ  
グザイマス、現今行レテ居リマス極テ小規模ノ農業經營ニ  
畜産ヲ入レルト云フコトが可能ナルモノデアリマスカ、或ル方法  
ヲ御取リニナラナケレバツレハ出來ナイフト、思ヒマスカ、唯御  
當局ニ適切ナ施設ヲ爲セト仰シャツテモ、賢明ナル農林當  
局が爲サルコトデアリマセウケレドモ、ドウモ私ハ果シテ行儀ベ  
キモノデアラウカドウカト云フコトノ御名案ガ特別委員ノ所

内

閣

ニアラレルコトデアリマスナラバ 御教ヲ仰ギタイト思フ  
アリマス

○四十番（大塚委員）其點ニ直リマシテ名案ガアルト云フ  
トヲ此處デ委員會ヲ代表致シマシテ具體的ニ申上ゲルフト  
ハ甚ダ困難デアリマス、何故ト申シマスト此有畜化ニ致シ  
テ参リマスルニ付テハ 自ラ順序モアリマセウ 又貴方ノ御  
説ノヤウニ地方ニ依ツテ其方法手段緩急ヲ異ニスルコト

トモアリマセウシ、又一面生産上ノ關係モ考ヘナケレバナラヌ、  
又一面輸送等ノ關係モ考ヘナケレバナラヌ、又先刻御話ノ  
飼料等ノ供給ニ付テ考慮ヲシナケレバナラヌ、場所ニ依リ  
マシテハ牧野ニ充テル所ノ土地が足り又場所ハ是ハ第二ト  
數シマシテ、其餘地ノアル所ヨリスルト云フヤウナ緩急等  
ノフトハ中々難イ問題ト考ヘマス、此點ニ付キマシテハ先刻  
モ申シマシタ通り其施設ノ方法ハ一々委員會ニ於テハ決

内

閣

議致サナカッタ、又若シ過言デナケレバ委員長ノ言葉ト  
シテハ此際一々其細目マデニ這入ツテ居ツテハ委員會ガ  
何時マデ長引クカ知レナイ、即チ貴方ノ御話ノ通り賢  
明ナル行政當局者ガ居ルノデアリマスカラ其人ニ信頼ヲシ  
テ置イテ宜シイ、又是ハ行政當局ノ人々ノミナラズ、此仕  
事ノ實行ニ付テハ吾間一般即チ官ノミナラズ公私ノ機  
関ノ考察ト努力ニ俟タナケレハナラヌフトデアリマスカラ

内

閣



シテ、是等ノ人々ニ或ル程度マデ其方法順序、即チ名案ナ  
ルモノハ其人々ノ考慮ニ或ル程度マデ信賴シテ宜シイノデア  
ラウ、併ナガラ或ル施設ニ付キマシテハ、是モテノ説明等ニ依  
ッテ考慮致シマスルト、或ハ言葉が少シク穩カテナイカモ知  
レマセヌガ、其施行順序等ニ付テハ、ソレ／＼色々専門家モ  
居ラレマセウ、サウ云フ人ノ意見ヲ聽キ、實施上ニ付テ  
各地方各般聯絡ヲ取ル統一ノ順序が充分ナリト認

内

閣

メラレヌノデアリマスカラ、此點ニ付テ 第九項ニ付シタル如ク一ツノ特別調査機關、即チ考案ノ調査機關ヲ設ケルコトヲ希望スルノテ末項ニ加ヘマシタヤウナ次第デアリマシテ、實際ノ施設 其名案等ニ付キマシテハ此調査機關ノ設置ニ期待スルコトガ委員會ニ於テハ甚ダ多カッタノデアリマス、且ツ委員會ニ於キマシテハ大體 畜産業ノ獎勵ト云フコトニ付テハドウシテモ有畜農業ト伴ハナケレ

バナラヌ而シテ我國ニ於ケル農業ト云フモノハ大規模デア  
リマスカ、小規模デアリマスカ、或ハ中規模デアリマスカ、ト  
ウ云フ風ニスルダラウカト云フコトハ、私ナドノ卑見ニ依レ  
バドウモゆズシモ劃一ニハイカスダラウト思フノデ、凡ソ自  
的ヲ定メテ、其目的ニ從テ各地方宜シキニ應ジ、又時機ヲ  
見テ緩々ニ其目的ニ達スルコトヲ各般ノアラユル努力ヲ  
以テ務ムベキデ、直ニ何が宜シイカラ一般ニ之ヲ一時ニ

内

閣

スルト云フ譯ニモイカナイ、目的ヲ定メテ之ヲヤルト云フコトニ  
ナラナケレバナラスト考ヘマスガ、實ハ其邊マデ這入リマス  
第三特別委員會ノ權限以外ニ且ラナケレバナラスト云フ  
ヤウナ嫌モアリマシタノデ、即チ農業ノ施設ト云フ點ニ至リ  
マスト或ル程度マデハ第一委員會ノ御決定ヲ待タナク  
チャナラヌハ、御審議ヲ待タナクチャナライ、又第一委  
員會トシテハ其方ニ關スル權威ノ方々が居ラレテアリ

内

閣



マスカラ、其權威アル委員會ノ方々ニ先達ツテ、吾々が其處  
率マデモ論及スルト云フコトハ、寧ロ差控ヘタ方が宜カラウト  
云フ位ノ委員長ハ考ヲ持ツテ居リマス、但シ此事項ハ今  
申上ゲマシタ如ク農業ニ關スルト極テ多イノデアリマス  
カラ、此決議ノ際ニ一應第一特別委員長ニモ此趣ヲ御  
諮リ致シマシテ、サウシテ本決議ヲ致シタヤウナ次第デア  
リマシテ、第三特別委員會ニ於ケル特別委員審議ノ

内

閣

實際ヲ御答申シマスレバ、右ノ如クデアリマス、勿論第一委員會ニ於キマシテハ、此土地ノフトニ付キマシテモ、當局ノ説明ヲ求メマシテ、確カ農林省ノ專門家有勸技師が出ラレマシテ説明セラレタヤウニ記憶シテ居リマス、即チ其説明ニ依レバ、飼料ハ有畜農業郎チ畜産ノ増殖ヲ図ツテモ、將來不足ヲシナイト云フ説明デ、且ツ調書ヲ提出セラレマシタ、此調書ハ茲ニアリマスルガ、受賣的ニ御披露スル必要

内

閣

ハナイト考ヘマスカラ、是ハ御必要ガアリマスレバ、幹事ノ  
方カラ御配リニナルフトヲ希望致シマス、ハレカラ又飼料  
等ニ付キマシテモ或ル程度マデ無論審議ヲ盡シタノデア  
リマス、飼料モ是ハ悉ク内地カラ直ニ生産スルト云フ譯ニ  
ハイカヌカモ知レマセヌ、現ニ此飼料ト云フモノニ付キマシテ  
ハ、唯本土ヨリ之ヲ産出スルト云フハカリデナイ、經濟的ノ  
利用ト云フコトモ考ヘナクチャナラスカラ、他カラ必要

内

閣

ニ依ッテ輸入スルコトモ決シテ不適當デナカラウ、現ニ今養  
鷄ナドニ於キマシテハ、造カ滿洲デアリマシタカ、アノ地方ヨ  
リ極テ經濟的ナ飼料ヲ輸入致シマシテ、之ヲ用ヒテ頗ル  
好成績ヲ得テ居ルト云フ、話モ聞キマシタ、又將來ニ於  
キマシテハ或ハ大豆粕ヲ設々ニ飼料ニ向ケテ、即チ今農  
家ニ於テ廢物トシ或ハ副産物トシテ他ニ使用セラレテ居  
ルモノモ、又幾年家ノ後ニハ之ヲ飼料ニ用フルコトカ出

内

閣



來ルデアラウト云フ 論決ニナリマシテ、當局ヨリノ諸般ノ  
説明ト綜合致シテ、此參考書ニ書イテアリマス通り飼料  
ニ於テモ先ヅ將來憂ハナイ、斯カル結論ニ達シタ次第デア  
リマス、大農業小農業が有畜農業ト如何ニ伴フカト云フ  
問題ニ付キマシテハ、是ハ中々専門ニ涉リマスルコトデ、私  
が御答致シマシタ所デ、其専門家ノ意見ヲ受賣シテ申  
上ゲルニ外ナラヌコトデ、四番ノ如キ權威ノ方ノ前ニ素

内

閣

人が申上ゲルコトハ是ハ甚ダ恐縮ト存ジマスカラ、此  
點ニ付テ仔細ノ御答辯ラシイコトハ申シマセスガ、小  
農業ニ致シマシテモ此有畜農業ノ利益ヲ認ムテ居ル  
ト云フ例ガ當局ノ説明ニ依リマスレバ多クアリマシタヤ  
ウデ、確カ御手許ニ廻ッテ居ルト考ヘマスガ、各縣ニ於  
ケル有畜農業ノ例及其利益ヲ印刷サレマシタ小冊子ガ  
當局ニ於テ發行サレテ居リマス、吾々モ其冊子ニ付テ成

内

閣

程現在ノ小農業ニ於テモ斯カル利益アリヤト覺リマシ  
タ次第デアリマシテ、是等ハ今申上ゲマシタ所ノ例ニ依リ  
マシテ頗ル有益ナル參考資料ト考ヘテ居ル次第デアリ  
マス、甚ダ素人且ツ不束ノ委員長ノ御答デアリマシテ、要  
領ヲ盡シマセヌガ、大體今御尋ノ點ニ對シマシテハ斯ク  
御答ヲ致シマス

〇七十五番（佐伯委員） 私ハ二ツノ問沙御許ヲ願ヒ

タイト思ヒマス、第一ハ此利用ニ関スル試験研究機関  
ト云フコトがゴサイマスルガ、此方面ノ試験、研究機関ト  
云フヤウナモノモ、色々中央政府並ニ地方機關ノ中ニ今  
日マデ幾々行レテ居ルコトヲ信ジテ居リマスルケレド  
モ、現在ノサウ云フ方面ノ試験研究機關ニ於テ如  
何ナル程度ニ研究が進ンデ居ルカ、試験がサレツ、アルカ、  
何が不満点デアルカ、云フヤウナ點等ニ付テ色々御調

内

閣



査ニナリマシタカ、利用ニ關スル知識ヲ格發スル爲ニ、日本が現在ノ制度ニ於テ果シテ如何ナル程度ニ達シテ居ルカ、如何ナル程度ニ於テ不満足デアルカト云フコトヲ御調査ノ上デ、尙ホ斯ク云フ點が不備デアルカラ充實擴張シナケレバナラスト云フコトニオナリニナツタノデアライト思ヒマスガ、其調査ノ點ヲ一ツ御同致シタイト思ヒマス、ソレカラ第二ノ點ハ此問題ヲ解決スルニ國民

内

閣

ノ榮養ト云フコトニ付テ重キヲ置イテ御審議ニナツ  
タト云フコトヲ委員長ノ御報告ニ於テ承リマシタノデア  
リマスルガ、ソレニ付キマシテ其參考トシテ「三十年後ニ  
於ケル畜産食糧品ノ需給」ト云フ所ニ日本人ノ此方面  
ノ榮養ノ要求量ト云フモノヲ判断スル爲ニ「フオイト」  
ノ獨逸國民ニ對スル榮養ノ要求量が此處ニ掲ゲ  
テアリマスルガ、ソレハドウ云フ御趣旨ヲ獨逸ノ「フオイ

内

閣

トテ御採リニナリマシタカ、日本ニハサウ云フ研究ガ少  
シモ此書類ノ上ニハ現レテ居リマセ又ガ、何故ニ今日  
獨逸ノ「フオイ」トノ標準ヲ日本ノ標準ニシナケレバ  
ナラヌカト云フ點、ソレカラ其次ニ此日本人ノ要求量  
ニ於テハソレデ差支ナイケレトモ、ト云フコトニナツテ居  
リマスケレトモ、其量ニ於テハ差支ナイケレトモト云  
フコトハ、獨逸人ノ標準ノ量ニ於テ差支ナイト云

フ意味デゴザイマスルカ、此點ヲ一ツ承レハ仕合セデア  
リマス

○四十番（犬塚委員）第一ノ御尋ハ 知識普及ト

云フ點デアリマセウカ、ドウ云フ欲簡ヲ認メタカト

云フ御話デアリマスカ

○七十五番（佐伯委員）イヤ、日本ニ於キマスル研究

機關ナドデ、農林省ナリ 陸海軍省ナリ、或ハ地方



的ニモアルダラウト思ヒマス、サウ云フ研究機關ト云フ  
モノヲ色々御考ニナツテ御調ニナツタノデアリマスカ、ソ  
レヲ一ツ伺ヒタイ

○四十番（犬塚委員）第一ノ點ハ此智識ノ普及ニ努  
メルト云フノハ日本ニハ専門機關ガアツテ、其専門機  
關デ色々研究ヲシテ、其智識ヲ持ツテ居ラレル、其智  
識ガ不充分デアル、左様ナ趣意デハナカッタノデアリ

内

閣

マス、此處ニ列席サレテ居ル權威者デ、其研究ノ事柄ニ從事サレテ居ル方モアルダラウト思ヒマス、是ハ所謂權威トナツテ吾々ノ爲ニ研究ラシテ居ラレルノデソレ等ノ方々ニ對シテ私共委員會ニ於テ少シモ不満ノ考ヲ持ツタノデハナイノデアリマス、此智識ノ普及ト申シマシタノハ一般公衆ノ畜産、食糧品ノ利用上ノ關係ニ付テ述ベタノデゴサイマシテ、少シク御話ノ

趣意トハ委員ノ抱懷シテ居リマス考が違フテ居リマス、  
而シテ果シテ智識が乏シイカ、ドンナ智識が乏シイ實  
例ガアルカト云ウテ一々御尋ヲ蒙リマスレバ甚ダ詳細  
ヲ盡シ難イト云フコトヲ申上ゲナクチャナラヌノデアリマ  
ス、例ヘバ極ク手近カナ委員會ニ於ケル一ツノ例ヲ申上  
ゲマス、練乳ハ今多ク輸入ニ依ルモノカ用ヒラレテ居  
リマスガ、日本製ノ練乳モ決シテ之ニ優ルトモ方ラヌ

内

閣

モノが出来テ居ル、専門家ノ説明ガアリ又左様デア  
ル事實ヲ承知致シタノデアリマス、然ルニ此委員會ニ  
於テ説明サレマシタ人ノ中ニモ、ドウモ日本製ノ練乳ハ  
イカヌト云フヤウナフトヲ言ハレル人ガアリマシタノデ、  
委員中ニ於キマシテ考ヘマスルニハ、是等ノ人ハ皆豆  
ナ地位ニ居ラレテ社會トモ大分關係ノ多イ人デアリ  
マスカラ、充分ナ智識ヲ持タレテ居ルヲト考ヘテ居

内

閣



ツタノデアリマスガ、サウ云フ方ノ中ニモ亦サウ云フ事  
實ノ實際ニ普及的ニ傳播サレテ居ナイ所ガアリマスカラ、  
コレヨリ推考致シテモ、民間ニ於キマシテマダ多クノ人  
ニ於テモ官ガ善イ民ガ惡イト云フ譯デハアリマセヌケ  
レドモ、多数ノ人々ノ中ニハ智識ノマダ普及セヌ點ガ  
アラウト云フ惑ジラ委員長ニ於テ起シマシタ次第デア  
リマスガ、是カラ見テモ一體ノ關係カラ考慮致シテ智

識ノ普及ヲ今一層考ヘルコトが必要デアルト云フヤウ  
ナ考デ、其點カラ第二ノ答申ヲ致シタ次第デアリマ  
ス、フオイ止ノ點ニ付テハ、私ヨリ御答スルコトヲ  
適當ト致シマセヌ、是ハ先刻御報告ノアリマシタヤウ  
ナ順序デ決議致シタノデアリマスカラ、甚タ恐縮デゴ  
ザイマスガ、鈴木君カ他ノ専門ノ方カラ御話ヲ願ヒタ  
イト思ヒマスガ、ソレデ宜シウバザイマスカ

内

閣

〇七十五番（佐伯委員）　良クナイノデス。此處ニアリマス  
利用ニ関スル試験研究機関デアリマス、中三頁デス、  
サウ云フマトラ試験研究スル機関ト云フ譯デアリマスガ  
貴方ノ言フ所トハ少シ違フ、私が何故ソレヲ言フカト云  
ヒマスト、今日マデノ日本ノ弊害ハ自分達ノ國內デドウ  
云フマトラヤツテ居ルカト云フマトラ充分ニ知ラナイデサ  
ウシテ勤モスレバ一足箱ニ何デモ外玉ノ方が進歩シテ

居ルト云フ風ニ考ヘマシテ、サウシテ新シイ機關サヘ  
造レバ宜イト云フナ弊害ガアルノデアリマス、今度ノ會  
ニハサウ云フコトハアリマスマイト思ヒマスケレドモ、ドウ  
モ日本ニハサウ云フ弊害ガアリマスノデ、斯ウ云フコト  
ヲ仰シタル迄ニハ、果シテサウ云フ御説明ニナツタヤウナ  
外國製ノ練乳ト日本ノ練乳トノ優劣ヲ見分ケル機關ガ  
日本ニ果シテナイカ、或ハ何處カデヤツテ居ルカ、今ハナイ



ケレドモ、ヤレハヤレル所ガアルカ、少クモサウ云フ方面ニ  
關係ノアル責任者ヲ煩シテ、サウシテ一應御説明デモ御  
聞ニナリマシタカ、兎ニ角之ヲ仰シヤルマデニドウ云フ順  
序デ斯ウ云フツトヲ仰シヤルヤウニナツタカ、其點ヲ承リ  
タイノデアリマス

の議長（山本部長）是ハハツキリト質問ノ點ヲ明  
ニシテ置ク方が宜カラウト思ヒマス、私聽イテ居リマス

内閣

ト佐伯サンノ質問サレマシタ所ハ、試験研究機關並共、  
同處理施設ノ充實擴張ヲ図ルハ緊要ナリト認ム、此  
點ニ付テ試験研究機關ノ充實擴張ト云フコトヲ必要  
トスルニ付テハ、今日コレが不充分デアルト云フコトヲ前提  
トシテノコトデアラウカ、サウ云フ類ヲシタコトカア  
ルノデアラウカ、斯ウ云フ意味ダラウト思ヒマス

○七十五番（佐伯委員） 左様デゴザイマス

○四十番（犬塚委員）　只今ノ點ニ付テ御答ヲ致シマ  
ス、此現在ノ機關ニ付テ研究機關ニ當ツテ居ル人ヲ  
委員會ニ出席ヲ求メテ質問ヲ致シタカト云フヤウナ  
御言葉ガブザイマシタガ、ソレマデノ實ハ研究ヲ致シマセ  
又、當局ノ色々ノ説明ヲ聞キマシテ、尚ホ充實擴張ヲスル  
必要ガアリト云フ其説明ヲ根據トシテ此決定ヲ致シタ  
次第デアリマス、勿論委員會ニ於キマシテハ現在ノ機

開が必ズシモ不完全デアルカ否ヤ、先刻御話シタ如ク  
ソレヲ措イテ又他ニ新ニ之ヲ持ヘナケレバナラヌト云フ  
ヤウナ所謂世間普通ト仰シャル考ヲ持ッテ言ッタノデハ  
ナイ、現在ノ機關ガアレバ之ヲモット充實擴張シテモ宜  
シイ、兎ニ角此試験研究ノ關係ニ於テ遺憾ナカラシ  
メルト云フノガ此委員會ニ於テノ目的デアリマス

〇七十五番（佐伯委員） 分リマシタ

内閣



二十三番（鈴木委員）　只今佐伯委員ヨリ「フォイト」  
ノ標準ニ依ラスデモ宜カラウト云フ御話ガアリマシタ  
ガ、一番初ニ畜産委員會ヲ開キマシタトキニ、私ハ元來  
日本デ畜産品ヲ獎勵スル必要ガアルカナイカ、日本ノヤウ  
ナ狭イ國デ以テ連モ家畜ノ飼料ヲ得ルフトハ困難ノ  
ヤウチ、極ク集約ノ農業スル所デ強ヒテ有畜農業ヲ  
ヤラナケレバ、ナラスモノカドウカ、畜産ガ必要カ必要

内

閣

デナイカ、斯ウ云フ根本ノ問題ヲ決メナケレバナラヌモノ  
ダト思フテ居ルノデアリマス、何故カト申シマス、日本ニハ  
所謂海産物が澤山アル、此類ノ類ヲ充分ニ利用シタ  
ナラバ、何モ肉ヲ喰ハナリテモ宜イガイナイカト云フ 斯ウ  
云フ議論モ起フテ来ルカト思ヒマシテ、コレデマア統計  
的ニ日本人ノ現在喰フテ居ルモノヲ養分ノ方ノ分析ヲ  
シマシテ、養分ノ方ニ換算シテ見タナラバ、大體何ノ

位ニナツテ居ルカト云フコトヲ一ツ調べテ見ヤウト云フ  
コトデ、斯ウ云フコトヲ始メタノデアリマシテ、其ヤリ方  
ハ色々トアリマスガ、今モテ陸軍アタリデヤフテ居ル兵隊  
ノ食物ヲ調べマシタリ、或ハ御医者ノ連中デ農民ノ食  
物ヲ調べマシタリ、或ハ衛生試験所デ日本人ノ食物ヲ調  
べマシタリシタモノガアリマス、是等ハ皆大體参考ニシ  
タ續リデアリマス、サウ云フ一人々々ノ食物ヲ毎日採集

内

閣

シマシテ、ソレガ錢ヲ喰ヘテ錢ヲ消化サレルカト云フヤウナ  
試験ト、サウ云フ方面カラ行カナイデ、モウ一步日本ノ食物  
全體例ヘバ米ガ六千萬石ナラ六千萬石、其中錢ヲ内地  
ノ人が喰フカ、或ハ錢ヲ菓子ニ使フカ、斯ウ云フフトカラ  
實際米ガ二年ニドレダケ消費サレルカ、其消費、ソレカラ  
夢ガドレダケ喰ハレルカ……

○七十五番（佐伯委員）一寸失禮デスガ、私ノ質問

内閣



ハサウデハナイノデス、何が故ニ「フオイト」ヲ茲ニ標準  
ニサツタカト云フノデス

〇二十三番（鈴木委員）標準が一ツナイト困ル、一寸榮

養ト云フコトラ言フトキニ、普通誰デモ「フオイト」ト云

フコトラ言ヒマスカラ、ソレヲ楊ゲタノデ、之ガ必ズ宜イト

云フコトハ私ハ言ハナイ、ソレガカラ「フオイト」ノ標準ノ

贅自ノ分量ト云フモノハ其後色々ナ人ガヤリマシテ、モ

ツト少クテモ宜カラウト云フ御調査モアリマスシ、  
白ト云フフトニ付キマシテモ色々アリマシテ、元考ヘタト  
同ジナモノデハナイト云フフトが分ツタ、ダカラソレヲ決シ  
テ標準トシテ調査シタモノデハナイガ、マア大體斯ウ云フ  
モノデ、ソレデ日本人ノ<sup>現世</sup>喰ッテ居ルノト較ベテ見ルト此位ノ  
相違ガアル、此日本人ノヲ統計的ニヤッタノト、ソレカラ各  
所ヲ調ヘタモノト大體比較シテ見タノデアリマスガ、此

内

閣

八頁ニ書イテアルヤウナ表カ出タノデアリマシテ、サウ  
間諺ハナイト思ヒマス、サウシテ見ルト「カロリー」ノ方カ  
ラ行キマスト日本人ノ身體カラ勘定シテ量ニ於テ不足  
ハナイカ、蛋白質脂肪炭水化物ノ分配が悪い……  
〇七十五番（佐伯委員）其不足デナイト云フノハ獨  
逸人ヲ標準トシテ不足デナイト云フ譯デスカ

〇二十三番（鈴木委員）蛋白質ノ量ガ食物ノ中ノ十二

「プロセント」ニナツテ居ルト云フコトハ、既ニ色々ナ動物試験ノ結果、コレカラ外國人ノ近頃ヤツテ居ル成績ヲ見テモコレデハ不足デアラウ、コレカラ動物試験ノ結果デハ無論十二プロデハ足りナイ、殊ニ成長スル動物デアリマスト十五若クハ十八プロナクテハイケナイ、コレカラ<sup>島村</sup>博士ナドノ人間ニ付テヤリマシタ<sup>ト</sup>、監獄ノ食物ナドニ特ニ卵ヲ喰ハセテ見タ時ノ成績が宜カッタト云フヤウナコトカラ見

内

閣



テモ、決シテ充分デハナイ、其十二プロノ中ニ自分ノ十  
五シカ<sup>五</sup>蛋<sup>五</sup>自<sup>五</sup>カ<sup>五</sup>ナイ、是<sup>五</sup>デハ<sup>五</sup>足<sup>五</sup>リ<sup>五</sup>ナ<sup>五</sup>イ、斯<sup>五</sup>ウ<sup>五</sup>云<sup>五</sup>フ私<sup>五</sup>ハ<sup>五</sup>結<sup>五</sup>論<sup>五</sup>  
ニナ<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>タ<sup>五</sup>ノ<sup>五</sup>デ<sup>五</sup>ア<sup>五</sup>リ<sup>五</sup>マ<sup>五</sup>ス、十<sup>五</sup>二<sup>五</sup>プ<sup>五</sup>ロ<sup>五</sup>デ<sup>五</sup>足<sup>五</sup>リ<sup>五</sup>ナ<sup>五</sup>イ<sup>五</sup>ト<sup>五</sup>云<sup>五</sup>フコ<sup>五</sup>ト<sup>五</sup>ハ  
「オスボンメンデル」アタリノ近頃ノ動物試験ノ結果  
或ハ之ヲ「エキス」ニシマシテ人間ニ「アップライ」シテモ、  
矢張足リナイタラウ、斯<sup>五</sup>ウ<sup>五</sup>云<sup>五</sup>フ推<sup>五</sup>論<sup>五</sup>ニナ<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>タ<sup>五</sup>ノ<sup>五</sup>デ<sup>五</sup>ア<sup>五</sup>リ  
マス、サウ間違<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>タ<sup>五</sup>コ<sup>五</sup>ト<sup>五</sup>ハ<sup>五</sup>ナ<sup>五</sup>カ<sup>五</sup>ッ<sup>五</sup>タ<sup>五</sup>ラ<sup>五</sup>ウ<sup>五</sup>ト<sup>五</sup>思<sup>五</sup>ヒ<sup>五</sup>マ<sup>五</sup>ス、私<sup>五</sup>ハ

内

閣

四年ばかり日本人ノ食物、例へば魚ノ肉或ハ動物ノ肉  
ノ蛋白質比較シマシタ結果ニ依リマシテ、動物性ノ蛋白  
ガ食物ニ少イト云フコトハ動物ノ成長ヲ非常ニ阻  
害スルモノデアル、モウ少シ、少クモ三十プロ、理想的ニ  
考ヘレバ三十プロニシサケレバナラナイ、所ガ中々ソレダ  
ケ得ラレナイ、マア二十五デ我慢シテ宜イジヤナイカ、  
ソレカラ水産ノ方カラドレダケ殖ヤシ得ルカ水産ノ

三十年後ノ計畫ニ依ツテ利用シ得ル所ヲ考ヘテソ  
レヲ食ツテモマダ足りナイ、ソレデ將來畜産ノ方カラ補  
ハナケレバナラナイ、サウ云フ結果ニナツテ居ルノデ、又  
非常ニ謙遜シテ勘定シタノデアリマス

○七十五番(佐伯委員) サウ云フ意味ジヤナイノデ  
ス

○議長(山本部長) 是ハ斯ウダラウト思ヒマス、

内

閣

佐伯委員ノ質問ハ極テ簡單デアリマス、獨逸ノ  
「フオイト」ノ標準ヲ何故採<sup>ツ</sup>タカ、其反面ニハ日本ニハ日本  
人ノ體格ニ相當シタ標準<sup>デ</sup>モ別ニアルカノ如キ風ニ私  
ニハ聽取レル、獨逸ノ標準ヲ何故採<sup>ツ</sup>タカ、ソレニ對  
シテ貴方ノ御答ハソレハ甚<sup>ニ</sup>闊一般「フオイト」ノ標準  
ヲ標準トシテ<sup>居</sup>、サ<sup>レ</sup>云フコトハ大體ノ押ヘトシテソレヲ  
採<sup>ッ</sup>テ一向差支アルマイ、斯<sup>レ</sup>ヲ答辯サレテ居ルヤ

内

閣



ウニ思ヒマス

○二十三番（鈴木委員）ソレハ色々御研究ノフトモ

アリマセウケレドモ、日本デハ「フォイト」ノ標準ノヤリ  
ニ許サレテ居ラヌノデアリマスカラ……

○二十五番（藤山委員）一寸御尋致シマスガ、機関ヲ

設置スルト云フフトハ今委員長ノ御話ニ依リマスル

ト、現在サウ云フ機関ガアルモノラ少シ豫算ヲ殖シ

内

閣

テ其機關ヲ擴張スルト云フコトデモ差支ナイヤウナ  
御話デアリマスガ、設置スルト云ウデ新シク立テヤウ  
ト云フ意味デナク、話リ有畜農業ヲヤル準備トシテ  
先ヅ斯ウ云フ機關ニ依ッテ充分ニ審議調査ヲサセ、  
研究ヲサセヤウト云フ意味デアルノデスカ、又ハ新シク  
斯ウ云フ機關ヲ立テヤウト云フノデアリマスカ、今私ハ  
佐伯委員ノ御話ヲ聽イテ見マス、ト、サウ云フモノガ

内

閣

現在<sup>ニ</sup>若シ不完全ナラバ 充分ニソレヲ改善シテヤラシ  
テモ宜イテハナイカト云フヤウナ意味ニ於テノ御質  
疑ノヤウニ考ヘマスガ、其點ヲ御尋致シマス

○四十番（犬塚委員）一寸同ヒマスガソレハ參考ニ付テ  
ノ九<sup>（イ）</sup>畜産食糧品ニ関スル特殊ノ機關ヲ設置スルフト

此第九ハ新シク設置スルフトヲ希望スル方デアリ  
マス、此種ノ機關ガ今アリマセヌカラ  
併シ又

内

閣

或ル現在ノ機關ヲ改良シテ此種ノ機關ニ代ヘラレルト  
云フヤウナ方法ヲ採ルコトガアツテモ、ソレハ決シテ委員會  
ニ於テ異議アル譯デハアリマセヌガ、委員會ニ於テハ  
此種ノ調査機關ヲ設定サレルコトヲ希望スルノデアリ  
マス

○二十五番（藤山委員）サウ致シマスト何デスカ、有  
畜農業ト云フモノニ對シテハ充分ニ獎勵シナケレバナ

内

閣



ラ又、其施設ヲシ色々ナクトラスル爲ニハ、新シクサウ  
云フ調査審議ノ機關ヲ造ツテ、ソレニ充分調査サセタ  
上ニサウ云フ施設ヲサレルト云フ意味デアリマスカ

○四十番（犬塚委員）其通りデアリマス、施設ニ於

テハ充分ナル上ニモ充分ナル研究ヲ要スル譯デアリマ

スカラシテ、茲ニ説明ニ書イテアリマス通り、施設方策

及其實施方法等ノ具體的研究ヲ教サセ又一面ニ

ハ内地ト植民地トノ聯絡統一ヲ図リ、其間ニ此施設  
ノ艱難ノナイコトヲ期スルガ爲ニ此機關ヲ設ケラレル  
コトヲ希望スルト云フ趣意デアリマス

〇二十五番（藤山委員）サウシマスト此御答申ノ趣  
旨ハ第一ハ必要デアルカラサウ云フ機關ヲ造ツテ、其施  
設ノ方法聯絡ヲ取ツテズツト舉ゲテアリマスヤウナフト  
ウ充分審議シ調査シ適當ナ施設ヲ求メテ、ソレカラ

内

閣

大ニヤルが宜カラウ、斯ウ云フ意味ニ解釋シテ宜シイノ  
デスカ

○四十番（犬塚委員）左様デス

○十番（三井委員）私モ第九項デ一寸疑問ガアルノデ

ス、只今藤山委員カラ質問ノ第九項ハ簡單ニ之

ヲ解釋シマスト、丁度食糧問題ノ調査委員ノ特別委

員或ハ専門的ニ特別委員ノ中デ委員ヲ設ケテ研究

スルト云フヤウナ機關ノヤウニ見ラレルノデアリマス、大  
體此人口食糧問題デドウ云フコトヲ實施シナケレバ  
ナラヌト云フ計畫的ノ答申が出、行政官廳ガコレニ基  
イテ計畫ヲ立テ、ヤリマスナラバ、斯ウ云フ特殊ノ又農  
林省以外ニ特殊ノ調査機關ト云フモノガアツテ、却テ屋  
上屋ヲ爲スト云フヤウナ重複機關が出来ルジャナイカト  
云フヤウナ疑ガアツタ、私ハ寧ロ此九項ハ此八項マデノ大

内

閣



體ノ茲ニ主義的ノ項目ヲ議決ニナツタカラ、斯ウ云フ  
モノヲ具體化シテ愈々行政官廳ガソレヲ運用スルニ至  
ルマデノ調査審議ヲスル機關デアルカトモ思フ、トチラ  
ノ方ダ考ヘテ宜シウゴザイマスカ

○議長（山本部長）私モ御尋致シマスガ、私ハ斯  
ウ云フ風ニ解釋スルノデアリマスガ、ドウデセウカ、  
一カラハマデハ色々ナフトカ、揚ゲテアルノデスガ、總テ之

内

閣

が畜産並ニ畜産食糧品ニ関スル方策デスガ、之ヲ具體  
化シテ政策ノ上ニ實現スルト云フコトニ付テハマダ詳細  
ニ直ツテ調査シナケレバナラヌ譯デアリマスカラ、其爲ニ  
此調査審議ノ機關ヲ設ケルト云フコトニシヤウ、斯  
ウ云フ意味合デアル、サウスレバ例ヘバ政府當局ガ、此  
調査ニ掛カルトシテモ政府ノ外ニ斯ウ云フ機關ヲ設  
ケテモ差支ナイ譯デアル、丁度農林省ニ於テ小作

内

閣

問題ニ付テ小作委員會ガアリ、蠶絲ニ付テハ蠶絲委員會ガアルト云フ風ニ、特ニ畜産食糧品ニ關スル委員會ヲ政府ノ部内ニ設ケテモ差支ナイヤウナ性質ノモノヲ設ケロ、斯ウ云フ意味デハナイカ知ラント思ヒマスカ如何デスカ

○四十番(犬塚委員) 無論左様デアリマス、之ヲ政府ト獨立シテ此規模ノ調査會ノ性質カラ内閣總理大臣

内

閣

ノ直轄ノ下ニ各省ト平行シテ、其委員ハ特別ノ待遇ヲ  
與ヘルト云フヤウナ委員會ヲ設ケルト云フヤウナ趣意デ  
ハナイノデアリマス、即チ此説明ニゴザイマス通り、此設  
置ヲ希望スル所ノ調査審議ノ機關ヲ設置スル目的ハ、  
此實施方法ノ具體的研究及聯絡ト云フノニアルノデア  
リマスカラ、其目的ヲ達スルフトガ出来マスレバ農務省  
ナリ、農林省內ニ置カレテモ或ハ又特別ノ形デ置カレ



マセウトモ其點ニ付テハ何レノ方法ヲ採ラレマシテモ此  
委員會ニ於テハ別段異議アル次第デハナイノデアリマ  
ス

○十番（三井委員）少シ問題ハ小サイヤウデアリマスガ、  
伺ツテ置キタイト思ヒマス、先刻佐藤博士カラモ御質  
問ガアリマシタガ、畜産獎勵ニ伴ツテ又飼料ノ生産ト云  
フコトガ必要ニナツテ居ルコトハ申スマデモナイ、既ニ歐

内

閣

羅巴火戰ニ於テモ獨逸が其苦境ニ陷ツタ實驗誤モ聞  
イテ居ル次第デアリマス、無論今茲ニ御研究ニナツタ畜  
産獎勵若クハ増加シテ行クト云フ案ニ付テハ同意ノ者デ  
アリマスルガ、成ヘク經濟的ニ飼料ヲ餘計使ハナイデ而  
モ其効果ノアル畜産ヲ研究シナケレバナラヌト云フ者ヲ  
持ツテ居ルノデアリマス、コレニ對シテ極ク近い例ヲ申  
上げマスルト、養兔ノ如キハ立體的ニ養フトガ出

内

閣

來、且ツ其飼料ノ如キモ極ク簡易ナモノデ行ク、又是  
ノ飼養ハ農家ノ副業トシテ極ク簡單ニ飼養ガ出來  
ル、サウシテ其繁殖力ハ非常ニ覘算的ニ繁殖ヲシテ  
行ク、サウシテ其肉ノ味モ又可ナリデアリマス、而モ其皮  
ハ吾々ハ軍事的ニ非常ニ利用シタイ、現ニ吾々ハ軍隊ノ  
防寒被服ト云フモノハ滿蒙及豫洲ノ兎ノ皮ヲ取ツテ居  
ツテ、是ハ中々莫大ノ数ヲ取ラナケレバナラス、斯ウ云フ關係

内

閣

カラ養兎若クハ綿羊ト云フモノニ付テ此参考書類ニハアリ  
マセヌガ、問題ニナツタコト、考ヘラレマスガ、矢張サウ云フ  
御意見デ特別ニ此調査審議ノ間ニサウ云フ研究ヲナサツ  
タコトガアリマセウカ

○四十番（犬塚委員） 御答ヲ致シマス、只今ノ御意見  
ハ兎ノ關係デアリマスガ、御説明ノ如クンハ頗ル結構ナ  
コト、委員長ハ考ヘルデアリマス、併ナガラ委員会ニ

内

閣



於テハ特ニ兎ノ問題ハ出マセヌデシタ、此參考書ニ書イテ  
アリマスル通り此飼料ノ點ニ付キマシテハ付託ヲ受ケラレ  
マシタル所ノ委員ノ考查ヲ煩シマシタノデ、其委員ノ方々  
ガ重ニ農林當局ト御相談ニナリ、而シテ茲ニ明文ニ書イ  
テアリマス通り、農林當局ノ御推定ニ依リマシテ其決定  
ニ違セラレマシタノデ、委員會ニ於キマシテハ是等ノ方々及  
農林當局ノ御推定ヲ信ジマシテ、此決議ヲ致シタ次第

内

閣

デアリマス、蓋シ農林當局ニ於キマシテハ、今御話ノ如ク  
有益ナルコトハ必ズ御考慮ノ中ニ入レラレテ居ルコト、信ジテ  
居ル次第デアリマス、

○ハ番（矢作委員）私ハ時間が大部迫ッテ参リマシ  
タカラ、理由ハ御質問ガアレバ、御答シマスガ、此答申案  
ハ佐藤委員並佐伯委員ノ御意見モアリマシタガ、サウ  
云フコトモ總テ考慮セラレマシテ、此原案ハ至極適當ニ

内

閣

出来テ居ルト思ヒマスカラ、全部賛成致シマス。

○四番（佐藤委員）委員長ニ御尋ヲ致シタイト思ヒ

マス、先刻私ノ御質問ヲ申上ゲマシタフトニ付テ巨細

ノ御答辯ヲ得マシタガ、私ハソレ以上ハ御尋ヲ致シマセヌ、

或ハ意見ニ亘ルコトヲ恐レマスカラ——他ノフトニ付テ

一ツ伺ッテ置キタイ、此御答申中ニ金融ノフト、敗路ノコ

トガ段々ゴザイマスガ金融ノ圓滑ヲ図ルト云フコトハ御

内

閣

答申ニ見エテ居リマスが、此點ニ付キマシテ御聽キシタイ  
思ヒマス。近年畜産業ノ発達ヲ稍々見テ居リマスル  
トハ金ク政府ノ補助ガアリ、獎勵ガアリマシタ爲ニ其進  
歩ヲ見テ居ル次第デブザイマス。畜産業ノ発達ノ爲ニ誠  
ニ喜バシイフト、思ツテ居リマス。然ルニ金融ニ付キマシテ  
ハマダ圓滑ニ參ツテ居ラヌヤウナ憾ミガブザイマス、即チ  
政府ノ低利資金ノ融通ヲ畜産業者ハ特ニ希望致シ



テ居ルヤウデアリマス。其低利資金ノ融通ハ動物ノ  
増殖ノ方法ト畜産物ノ加工、製造ヲ教ス方ト成ヘク均  
衡ヲ得ルヤウニ教シマシテ低利資金ノ融通ヲ得タイ  
ト云フ希望が段々畜産業者ノ間ニアルヤウデアリマスル  
が、其點ニ付キマシテ委員諸君ノ所デ御考慮がゴサイ  
マシタラウカソレヲ一ツ伺ヒタイト思ヒマス又販路ノ點  
デゴザイマスガ、畜産ノ加工品ノ販路ハ動モスレバ行諾

リヲ見ルカノヤウナ憾ミガ既ニ今日現レテ居ルヤウデアリ  
マス。折角製造致シマシタモノヲ外國品ニ壓倒サレマ  
シテ價格ガ引合ヒマセ又爲ニソレヲ捨テナケレバナラヌト云  
フ行詰ヲ見テ居ルト云フヤウナコトモ間々聞イテ居リマ  
ス、其敗路ノ行詰ヲ聞キマシテ敗路ヲ内國ナリ又海外  
ナリニ開クヤウニ政府當局ノ御努力ヲ得ナケレバ當局者  
ガ折角御奨励ヲ受ケテ畜産業ニ從事致シテモ或

内

閣

ハ失敗ヲ見ルト云フヤウナ<sup>懸</sup>念ガナイトモ申サレヌノデアリ

マス。自分共ノ承ツテ居リマストコロデハ畜産ノ加工品ガ

近年大部良品ヲ産出致シマシテ決シテ外國品ニ劣ラ

ナイト云フコトヲ申シテ居リマス内國品ガ外國品ニ及バ

ナイト云フヤウナ委員間ノ御説ガアリマシタラハ充分

畜産業者ヲ鞭撻シテ其技術ヲ進メテ外國品ヲ凌駕

スル位マデモ進メテ参リタイト考ヘマスガ、ソレニハ敗路ガ

大ナル關係ガブサイマスカラ、金融ノ點ト敗路ノ點トハ委員會ニ於テドレ程ノ御考慮ヲ費サレマシタカ其邊ヲ一寸承リタイト考ヘマス

○四十番（大塚委員）御答致シマス、金融ノ點ニ付キマシテハ勿論審査ガ其點ニ及ビマシタノデアリマスガ、委員會ト致シマシテハ詳細ノ點ニハ立入りマセヌデシタ、只委員會ト致シマシテハ金融ノ圓滑ヲ圖ルト云フコト



ノ必要デアルフトラ決定シタニ過ギマセ又、家畜ニ對シテ  
ハ斯ク、其他ノ農産物ニ對シテハ斯ク、ト云フヤウナ  
點マデハ論及收シマセ又テシタ 併ナカラ 各委員ニ於キ  
マシテハ 各々其胸中ニ裁セラレル多少ノ考慮ガアツタ  
ラウト考ヘマス、委員長ナドノ考ヘマス所ナドニ依リマス  
是等ノコトニナリマス トウモ畜産ノ特別委員會ダ  
ケデ審議決定スルコトハ難クハナイカト私ハ考ヘルノデ

内

閣

アリマス、此金融ト云フコトニナリマスト、多少農業  
全般トシテ考慮シナケレバナラヌ、唯特別食糧品ノ審  
査ヲ任トスル所ノ第三特別委員會ニ於テ此全般ヲ仔細  
ニ決定スルト云フコトハ困難デアルダラウト考ヘテ居ル次  
第デアリマス、ソレカラ敗路ノコトニ付キマシテハ段々審議  
中意見ガアリマシタ、尤モ是ハ内地ノ敗路デアリマスガ  
内地向ハ將來多ク利用ヲ増進シタイ、練乳ノ關係

内

閣

デアリマス、是等ニ付キマシテハ論ガアリマシテ如何ニ  
シテ内地ニ於ケル販路ヲモウ少シ擴メルカ、隨分仔細  
ノ質問答辨等ガアリマシタガ、是ハ外國製品ニ劣ラヌ  
所ノ「フンデンスミルク」ガ今日日本ニ内地品トシテ現在シ  
テ居ルト云フコトヲモウ少シ知ラセタ方が宜カラウト云  
フヤウナ點ニ多ク歸着シタノデアリマス、勿論此販路  
ヲ擴メルコトニ付テハ例ヘバ或ル委員カラノ意見ガア

内

閣

ツタヤウデアリマスガ、樺太ニ於テ畜産ヲ獎勵スルト  
致シマスト是ハ少シ現在ノ所デハ運賃上ノ關係ガ甚ダ  
不利デアル、之ヲ内地ニ供給シヤウト云フニハトウシテモ  
其點ヲ考慮スルコトヲ必要トスルト云フヤウナ御意見ガ  
ブザイマシタ、或ハ左様デブザイマセウ、又滿蒙等ニ於キ  
マシテモ先刻御話ヲ致シマシタ專門家ヨリ運賃上ノ  
點ニ付テモ意見ガアリマシタ、其可否ニ付テ委員長

内

閣



之ヲ決定スルダケノ智識ガアリマセヌガ、蓋シ之モ一ツ  
研究ヲ要スルフトドラウト思ヒマス。是等ノ關係ニ付  
テ充分ナル考慮ヲスルフトガ尙ホ必要デアルト考ヘマ  
スガ、委員會ニ於キマスル經過ヲアラマシ御報告致シマ  
スレバ右様ノ次第デブサイマス

の議長（山本部長）最早御質議ハナイト認メマス、本  
案ニ對スル御意見ヲ伺ヒマス

内

閣

〇七十五番（佐伯委員）第一ノ御質問ニ對シテハ其後  
委員長カヲノ御説明ヲ能ク了承致セマエタ、唯此際  
希望ヲ申上分テ置キタ、斯ウ之ヲ場合ニハ何時モ  
海軍トモ或ハ陸軍トモ、各所ニ現在行ハレテ居ル色  
々ノ調査ト云フモノヲ餘リ充ルニ調査ニナイテ、  
動モスレバ特別ノ機關ニタヤウナモノヲ造リサヘスレ  
ハ宜イト云フヤウナ弊害カ能クアルモノアリマス

内

閣

カヲ、サウキフコトヲ能ク練ワテ置ケバ、斯ウキフ部  
會ヤ總會ヲ問題ニナラズニ濟ムコトデアリマスカラ  
サウキフヤリナ場合ニハドウモ現在ノ制度ノ羅クヲ  
ウト思ヒマスケレドモ、ドウモ都會が色々澤山合シテ  
居ルモノデアリマスカラ、其處ノ所が行届ヤ罷スル  
ヤウニ思ヒマス、ソレカラ第二ノ私ノ疑問ニ對シテハ、  
遺憾ナコトニハ平素親シイ交ノアル方が其衝ニ當

内

閣

ツテ居リマスノテ非常ニ困却致シマシタノテアリマスケレ  
ドモ、併シ私情ハ私情、學問ノマトハ學問ノエトアリ  
マスカラ、一言意見ヲ申述ルマトヲ御許ヲ願ヒタイ、  
ト申シマスルノハ、色々御説明ニ依リマス日本ノ現  
在ニ就テ御誨ニナワテ居ルルノテアリマスカラ、ドウカ  
日本ニ在ルマトヲ標準ニシテ、サウシテ計算ヲ御立  
テマナリ、又斯ウ云フ表カハツキリト御述ニナワタコ

内

閣



トカ令リマズルヤウニ、之ヲ文書トシテ現ニテ置イテ  
 戴ケバ、和ノ質問ハナカウタノチアリマス、實ヲ申しマス  
 ルト、フオイトト仰シヤイマスケレドモ、フオイトノ標  
 準<sup>食</sup>ト申しマスモノハ、日本ノ一番餘計蛋白ヲ取ツテ  
 居リマス海軍ノ標準食ト同シナチアリマス、日本ノ  
 海軍ハソレヨリモ多少高イ位チブサイマス、フオイト  
 ノ蛋白質ノ十七乃至十八、ケラムト云フノカ、日本人ノ

體格ニエマスト十三グラムト云フモノニナルノテアリマス、  
 日本ノ海軍ノ食糧ト云フモノハ十三グラム乃至十四グ  
 ラム室素ヲ取リテ居ルノテアリマス、今日本テ一番高ク  
 取リテ居リマサル海軍ノ食糧ニ比ベテ高過ヤルトカ少ナ局  
 カルトカキフ文句ヲ付ケヤウト云フノヤナキ、大體私ノ  
 遺憾ニ思フノハ、<sup>テ</sup>イトノ標準ハ非常ニ古キ、昔ノ禁  
 養學サント云フモノ、未ダ本當ニ成立タカワタ時代ノ

内

閣

旧説ノ旧説デアルノヲ、今ヤフオイト」トシテモ、  
 眼中ニ置イテ居ル學者ハナイノミナラズ、獨逸ノ禁  
 養學ト云フモノハ今ヤニ流ニ流ナリ居ル、獨逸ヲハ非  
 常ニ狼狽ニマシテ、今回國際禁養聯盟ト云フモノヲ造  
 ラウ、或ハ國際禁養會議トカ云フモノヲ開カウト云フ  
 ノヲ、非常ニ今苦ニテ居ル、其苦心ノ状態カ丁度日本  
 ノ大正七八年頃ノ状態デアル、何ハ差措イテモ差當リ

榮養博覽會ヲ開カウト云フノ、現ニ今年四月カヲ八月  
マデ榮養博覽會ヲ開イタ、其現象ハ何デアルカト云フト、  
丁度日本<sup>本年</sup>七八年頃ノ状態其儘ヲ現ニテ居ル、フオイト  
ノ標準食ナレト云フモノハ今ヤ問題デハナイ、殊ニ日本ノ  
如キ鈴木サニモ色々御調マエナワテ材料モ澤山アル筈デ  
アリマスカヲ、斯ウ云フ調査會、殊ニ當局カ關係ニテノ  
報告書ナドニハ、願ハクハ「フオイト」ナレト云フ字ハ入レテ

内

閣



世々ヒタクナリ、國產獎勵ト云フコトハ豈獨リ物質バカリデハ  
アリマセヌ、知識ニ於テモサウナリテハナラヌ、少クモ私カ  
茲ニ言フコトハ、榮養ノ學術的進歩ニ於テハ、日本ハ獨逸  
ヨリ一步先ヘ歩テ居ル、獨逸ノ榮養學者ヲ前ニ置キテ、君  
達ノ學說ハ間違ワテ居ルト云フコトヲ言フタ経験サヘモ  
新ハ持ツテ居ル、デアルカヲ今後ノコトモアリマスカヲ此處  
デ申上ケテ置クノデアリマスガ、トウカサウニフ問題ニ付

内

閣

テハ、日本ノ食糧問題ハ、日本ニ於テノ調査ノ採ルべきモノ  
ハ採ツテ、サウシテ昔風ノ獨逸ノ借著ト云フコトハナイコトニ  
願ヒタイ、若モ斯ウキフモノガ印刷サレルヤウナ機會が今  
後アリト致シマスレバ、此フタイト云フカ如キコトハ  
取去ツテ、サウシテ日本ニ於ケル調査、ソレハ鈴木博士ノ  
御持合ヒノ材料ヲモ宜シイ、又ハ陸軍ノ材料ヲモ宜シイ、  
何處ノ物ヲモ宜シウコサイマスナリ、日本ハ日本ノ債ニ

内

閣

所ニ依ツテ行タト云フコトニ願ヒタイト思ヒマシテ所問致  
シタヤウナ次第デアリマシテ、甚カ不遜ナ物ノ言ヒ方デハア  
リマスケレドモ、私ハ自令ノ國ヲ愛スルノ餘リ此點ヲ一寸申  
語ヘテ置キタイト思ヒマス

〇二十三番（鈴木委員）御注意ハ大変有難ウゴザイマス、マサカ國  
產獎勵ト云フ程ノ問題デナイト思ヒマシテ、殊ニ又隨分頭ノ  
古い人が世ノ中ニ澤山アリマスカラ、此位ノコトヲ書イタワテ

別に差支ナイト斯ウ多クノヲアリマス、併し取ツタ方が宜  
イト云フナラバ取ツテモ一向差支ナイノヲアリマス、私自身  
そ決してフオイトレノ説ヲ信用して居ルモノヲハナイ、之ヲ  
訂正スル方ノ論文モ澤山書イテアリマスカラ、ソレハ佐伯幸貞  
モ御覽ニナツテ居ルコト、思ヒマス、ケレドモ何カ標準カナイ  
ト困リマス、書イタカケノマトアリマス

の議長（山本部長）最早御意見ハ盡キタト認めマス、採決ニ

内

閣



移リマス、原案ニ付テ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト吟ブ者アリ)

○議長(山本部長)ソレデハ原案ハ可決サレマシタ、今日ハ是テ  
閉會致シマス、有難ウゴサイマシタ

午後四時十分散會